

第8次 横手市スポーツ推進計画

2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

令和8年3月

横手市

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 前計画の評価と課題（令和3年度～令和7年度） | 3 |
| 1 達成状況と課題 | 3 |
| 基本目標01 健康 | 3 |
| 基本目標02 交流 | 12 |
| 基本目標03 協働 | 16 |
| 基本目標04 文化 | 21 |
| 第3章 基本方針と施策の体系 | 25 |
| 1 基本方針 | 25 |
| 2 施策の体系 | 25 |
| 第4章 取り組む施策 | 26 |
| 施策の柱1 生涯にわたるスポーツ活動の推進 | 26 |
| 1-1 スポーツ、レクリエーションの振興 | 26 |
| 1-2 競技スポーツの振興 | 30 |
| 施策の柱2 スポーツ施設の整備・充実 | 32 |
| 施策の柱3 スポーツを核とした地域活性化 | 34 |
| 第5章 計画の実現に向けて | 36 |
| 1 計画の推進体制 | 36 |
| 2 計画の点検・評価 | 37 |
| 資料編 | 38 |
| 1. よこてシティハーフマラソンの開催状況 | 40 |
| 2. 横手わか杉カップの開催状況 | 41 |
| 3. 横手市スポーツ賞および横手市スポーツ大賞の表彰実績 | 42 |
| 4. スポーツ少年団の加入状況 | 43 |
| 5. 横手市のスポーツ施設（令和8年4月時点） | 44 |
| 6. 主なスポーツ施設の利用者数の推移 | 54 |
| 7. 企業とのスポーツに関する連携協定等 | 57 |
| 8. 横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例 | 58 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景と目的

スポーツには、健康の維持・増進に加え、他者とのつながりや地域の一体感の醸成など、地域における社会生活を豊かにする力があります。

横手市では平成25年（2013年）3月、『横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例（以下「スポーツ立市条例」という）』を制定し、すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を目指したスポーツによるまちづくりを推進してきました。

令和3年度（2021年度）から5年間を計画期間とした「第7次横手市スポーツ推進計画」では、スポーツ立市条例の理念をさらに具現化するため、「健康」「交流」「協働」「文化」をキーワードに、横手市の魅力や強みを生かしたスポーツ施策の推進に向けて取り組んでいきましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、スポーツ活動の中止やスポーツ施設の利用制限、外出機会の減少により、体を動かす機会が少なくなり、競技活動の維持や市民の体力低下などが懸念されました。

令和5年（2023年）に、新型コロナウイルスが5類感染症に移行となったことにより、スポーツイベントや事業は以前と同様に実施されていますが、スポーツに出会うきっかけを得られなかった人、スポーツから遠ざかったままの人も少なくありません。

このような状況の中、すべての市民がスポーツのすばらしさに触れ、その価値を再認識するとともに、横手市立体育館の建設をはじめ、主要なスポーツ施設の機能向上の利点を生かし、交流人口の拡大や地域経済の活性化に向けた取り組みを実現するため、本計画を策定します。

[本計画におけるスポーツの定義]

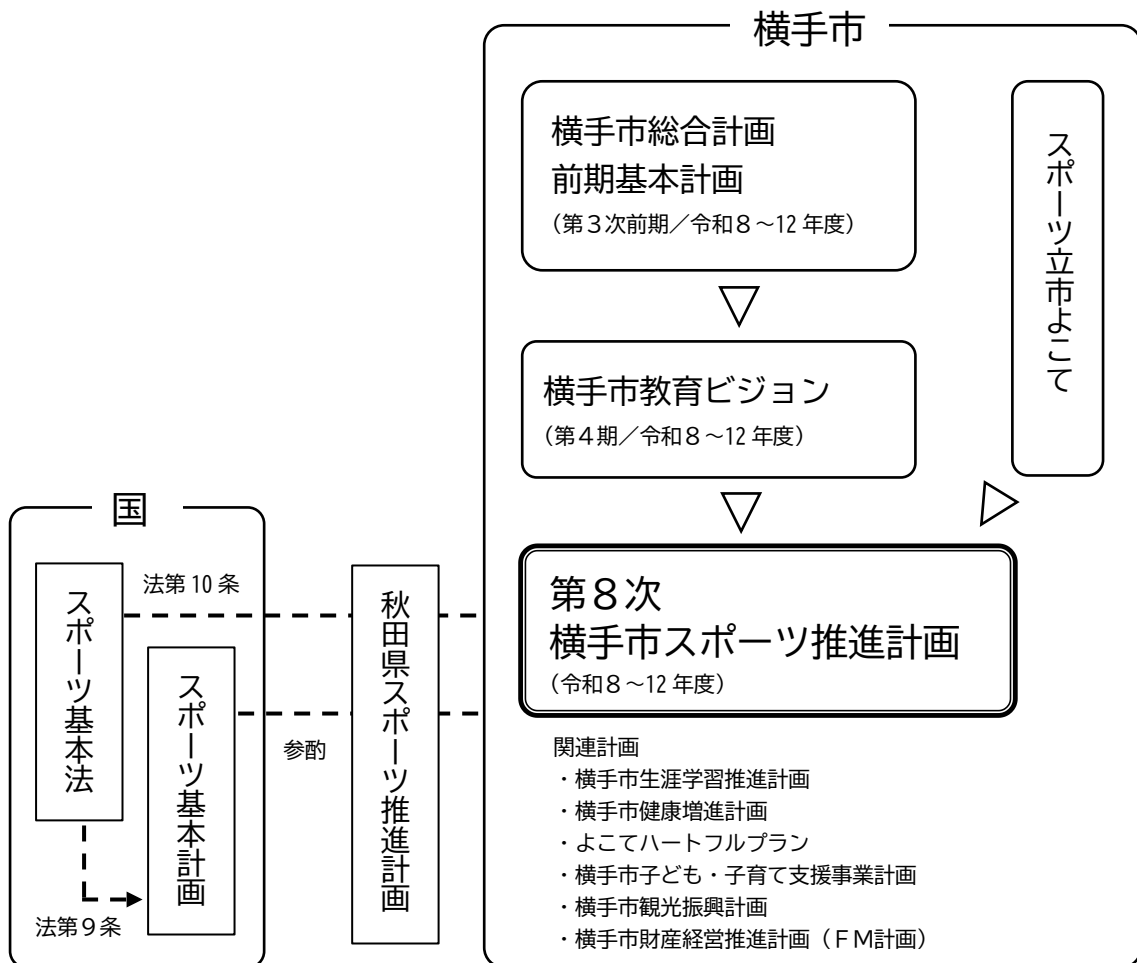
本計画における「スポーツ」とは、競技スポーツやニュースポーツ等の一般的なスポーツに加え、ウォーキングや散歩、ラジオ体操等の比較的軽い運動、健康づくりや体力づくりを目的とする通勤・通学時の徒歩や自転車、キャンプ活動など、目的意識を持った身体活動を含むものとします。

また、スポーツ観戦等の「観るスポーツ」や、スポーツイベントのボランティア活動等の「支えるスポーツ」も含んでいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に規定する地方スポーツ推進計画であり、国のスポーツ基本計画を参酌し、横手市の実情に即したものとして策定するものです。

また、横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例の考え方のもと、横手市総合計画や横手市教育ビジョンを上位計画とし、市の関連計画との整合性を図りながら横手市のスポーツ推進の基本とするものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行うものとします。

第2章 前計画の評価と課題（令和3年度～令和7年度）

1 達成状況と課題

基本目標01 健康

～ 目標 ～

「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しめるよう、
スポーツによる健康増進を図ります。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度 | | | | |
|---|------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 実績 | | | | 目標 |
| | R3 (R1)※ | R4 | R5 | R6 | R7 |
| ①「スポーツ・レクリエーションの振興」に対する市民満足度 【横手市まちづくりアンケート】 | 75.8% (65.8%) | 74.6% | 43.8% | 52.0% | 70.7% |
| ②成人が週1回以上スポーツをする人の割合 【県スポーツ実態調査(横手市分)】 | 53.3% (41.5%) | 49.2% | 45.5% | 41.4% | 50% |
| ③総合型地域スポーツクラブの設置団体数 | 2団体 (2団体) | 2団体 | 1団体 | 1団体 | 3団体 |

※R1は成果指標の設定時に基準とした実績年度

※②において令和4年から成人の定義が改正されたが、20歳以上の数値を使用している。

【指標の達成状況】… 令和6年度実績時点で、「すべて未達成」

- 令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されて以降、徐々に秋田県内でも様々な活動制限が実施された。スポーツ・レクリエーションの振興に対する市民満足度は目標に大きく及ばないものの、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類」に移行してからは上昇に転じている。
- スポーツ施設の利用者数は、施設の利用制限などの影響で令和2年度に大きく落ち込んだが、令和3年度からは年々回復している。
- 一方で、成人が週1回以上スポーツをする人の割合については、令和2年度をピークに減少傾向が続いている。従来からスポーツに取り組んでいた人が、

より活動的になった一方で、スポーツに出会うきっかけを得られなかった人、スポーツから遠ざかったままの人も少なくなく、減少傾向の要因の1つであると推察される。

- 県スポーツ実態調査の横手市分のデータの取り扱いについては、横手市の人口に対する標本数（回答数）の状況から、約5%の誤差があることを理解した上で参考値として取り扱う。（実態から±5%の範囲内の誤差がある。）
- 総人口は年々減少傾向にあるものの、人口あたりのスポーツ施設利用者数（利用回数）は、コロナ禍前の水準まで回復している。
- 総合型地域スポーツクラブの設置団体数については、2団体から1団体の増の3団体を目標としていたが、1団体が令和4年度をもって活動を終了し、令和6年度時点では「特定非営利活動法人大森スポーツクラブさくら」のみとなっている。

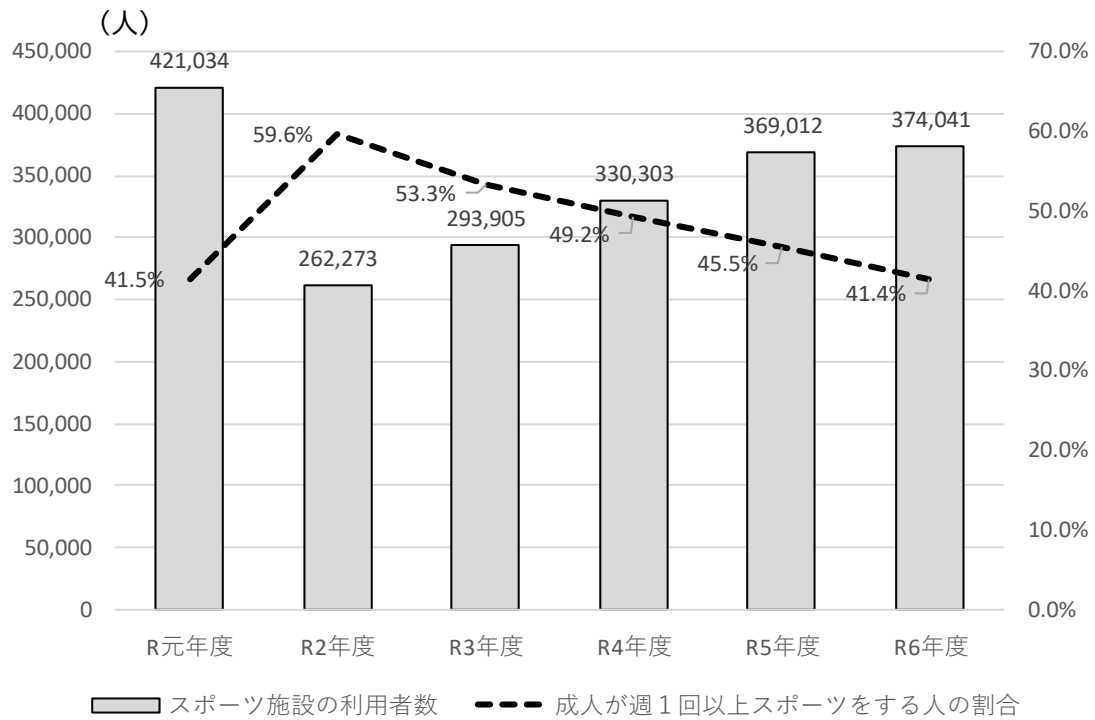


図 スポーツ施設の利用者数と成人が週1回以上スポーツをする人の割合

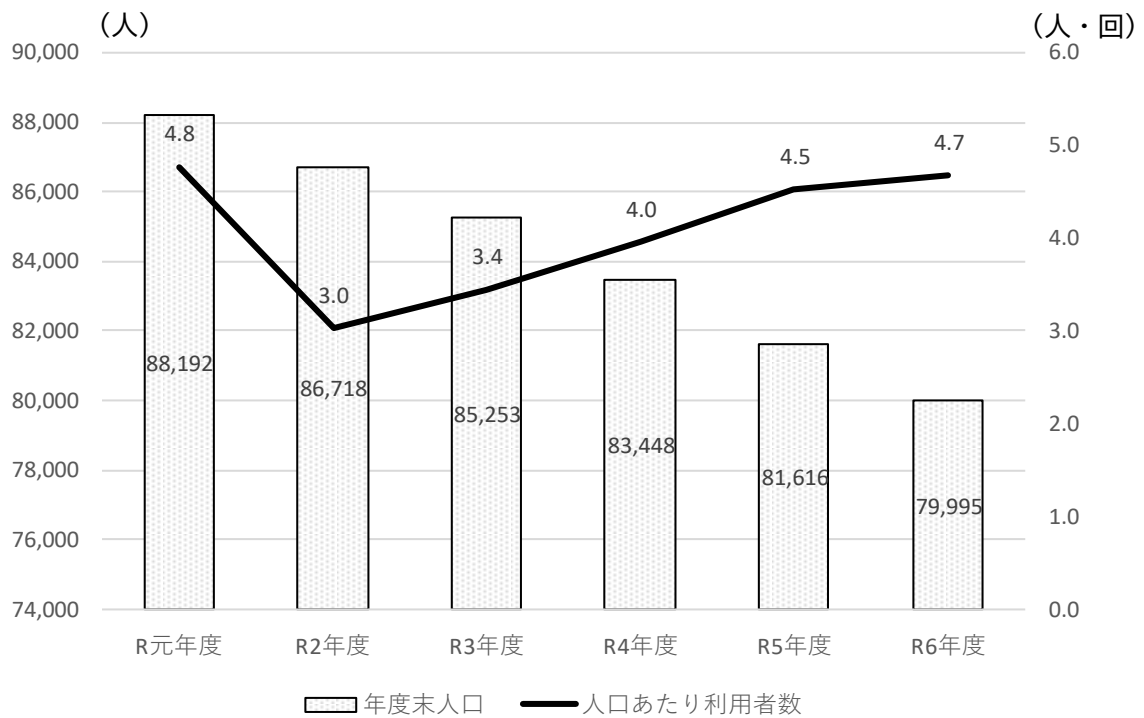


図 年度末人口と人口あたりのスポーツ施設利用者数 (利用回数)

施策（１）スポーツ・レクリエーションの振興

- ① 市民参加型スポーツイベントの開催を促し、運動時間や期間、負荷の目安など運動の有効性と実践方法についての情報提供を行い、生活習慣として身近で自分に適した運動（ジョギング・ウォーキング等）を行う人の増加を図ります。

〔評価〕

- ウォーキングを行っている人が多い。

表 過去１年間に行った運動やスポーツ（上位）

| 順位 | 運動・スポーツ | 回答数 | 割合 |
|------|---------|-----|-------|
| 第1位 | ウォーキング | 149 | 44.1% |
| 第2位 | 体操 | 57 | 16.9% |
| 第3位 | バレーボール等 | 47 | 13.9% |
| 第4位 | ランニング等 | 44 | 13.0% |
| | トレーニング | 44 | 13.0% |
| | スキー | 44 | 13.0% |
| 回答総数 | | 338 | |

※複数回答可

※令和6年度 秋田県スポーツ実態調査 横手市分より

〔課題〕

- ・市民参加型スポーツイベントは各種行っているが、運動の有効性と実践方法についての情報提供については、工夫が必要である。
- ・身近で自分に適した運動を行いやすい環境づくり。

- ② 市民の健康・体力づくりや参加者相互の親睦を深めるため「市民スポーツ大会」等を継続するなどし、地域に根付いたスポーツを推進し、参加者の拡大を目指します。

〔評価〕

- スポーツ推進委員やスポーツ関係団体と連携し、各種大会や交流イベントを開催している。

〔課題〕

- ・大会やイベント等を企画・実行する人材の確保やノウハウの継承。

施策（２）生涯スポーツの振興

- ① 幼児から高齢者まで、スポーツを通じて生涯にわたり心身ともに健康増進を図り、運動習慣の定着と体力の向上を目指します。また、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等を普及させ、生涯スポーツの振興を図ります。

〔評価〕

- 成人が週１回以上スポーツをする人の割合については、令和２年度をピークに減少傾向が続いている。
- 学校のPTA活動や介護予防に資する取り組みの一環として、ニュースポーツの体験講座のニーズが高まっている。

〔課題〕

- ・ 市民一人ひとりが自分に合ったスポーツや運動に出会い、継続につながるきっかけづくりに工夫が必要である。
- ・ 働く世代の運動習慣の定着が大きな課題である。
- ・ ニュースポーツに必要な道具の貸し出し体制や指導者の対応など、持続的かつ自立した活動を実現する支援体制の構築が必要である。

- ② スポーツに関する市民アンケートや、市民体力テスト、秋田県スポーツ実態調査の結果と照らし合わせ、市民のニーズを的確に捉えたスポーツの実施率向上に取り組みます。

〔評価〕

- 新型コロナウイルス感染症による活動制限等の影響で、スポーツとの関わり方に大きな変化があった。
- 従来からスポーツに取り組んでいた人が、より活動的になった一方で、スポーツに出会うきっかけを得られなかった人については、運動習慣が定着していない。
- 新型コロナウイルス感染症の流行以降、スポーツ施設の利用者数は順調に回復している。

〔課題〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行以降、スポーツ施設の利用者数が回復している一方で、スポーツの実施率が年々低下している。（秋田県スポーツ実態調査）

- ③ オンライン予約システムを充実し、各施設の空いている時間を随時確認・申請できるようにインターネット予約の整備を行います。また、市内スポーツ施設等でいつでも、だれでも気軽にスポーツを行えるよう、スポーツ用具の充実や貸し出しに努めます。

〔評価〕

- 公共施設共通の予約システムにより空き時間の確認や予約、使用料の支払いが可能となっている。
- 施設の状況に合ったスポーツ用具の貸し出しを実施している。

〔課題〕

- ・ 数日先の予約ができないなど、オンライン予約の利便性が低い。
- ・ ホームページでは、コートラインの設定や貸し出ししているスポーツ用具の状況など、各施設でどの競技が実施可能か分からない。
- ・ 土日や祝日など、当日に空いていても利用できない。(一部の直営施設)
- ・ スポーツ用具の適切な更新が必要である。

施策（３）冬期間のスポーツ推進

- ① 体育館利用による屋内スポーツを奨励し、団体利用のみならず個人や少人数グループ等で気軽にスポーツに取り組める環境整備を行うなど幅広い利用者のニーズに応えていきながら市民の運動不足解消を図ります。

〔評価〕

- 冬期間は屋外スポーツの活動が難しいため、活動内容を工夫しながら屋内施設等を利用している。
- 十文字西スポーツ交流センターを改修し、人工芝を敷設した屋内スポーツ施設「十文字西スポーツセンター」としてリニューアルしている。年を通して、雨天時も活動できる施設として多くの利用が見込まれる。

〔課題〕

- ・ 冬期間は屋内スポーツ施設の需要が高まるため、利用の調整や使いやすい利用環境に工夫が必要である。

- ② 雪国特有のスポーツ文化と言えるウインタースポーツへの関心を高めます。また、天下森スキー場を利用しやすくするために、計画的な整備、改修に努めます。

〔評価〕

- 令和６年度に天下森スキー場・夏虫沢ヒュッテの建て替えを実施し、利便性が大幅に向上した。利用者数は、令和５年度の前年度（17,654人）から約１万人増の27,055人となった。

〔課題〕

- ・ リフト設備の改修や道路、駐車場など、継続的な整備が必要である。
- ・ 多世代が安全に楽しむことができるようなコースや設備の検討。

- ③ 児童期の運動不足を解消するため雪を活用した運動や外遊びなど屋外での運動機会も増やすよう促します。

〔評価〕

- ソリ遊びやスキーなどを楽しむことができるスノーパークを赤坂総合公園内に設置し、雪に親しむ機会を提供している。
- 陸上競技では、冬期間にクロスカントリーに取り組み、体力づくりなどに生かしている。

表 スノーパークの利用人数と開設期間

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-----------|----------|--------|----------|
| 利用人数 | 1,560 | 2,000 | 23 | 2,164 |
| 開設期間 | 1/15～2/27 | 1/14～3/5 | 1月下旬のみ | 1/18～3/9 |

〔課題〕

- ・スノーパークの設置には安定した積雪が必要であるが、近年の天候状況から開設が1月中旬となることが多く、多くの利用が見込まれる冬休みの需要とのズレが生じている。

施策（4）スポーツ推進委員の育成

- ① 横手市スポーツ推進委員がより主体的に活動を推進できるよう各種研修会等を開催し、研鑽を積むことにより地域を支える人材を育成します。

〔評価〕

- スポーツ推進委員の相互の協力体制の確立や資質の向上を図るため、全国、東北、県レベルで開催される研究会や協議会、交流のつどい、初任者研修などへの参加を支援している。

〔課題〕

- ・人材の確保や個々の活動量の平準化が長期的な課題である。
- ・スポーツ推進委員の活動と仕事の両立を含め、活動しやすい仕組みについての工夫が必要である。

- ② 市民へのスポーツ指導、普及、助言、各組織との連絡調整を行い、地域スポーツやニュースポーツの推進、地域住民のライフスタイルに応じたスポーツ活動、地域における障がい者スポーツ等、長期的にスポーツ推進をしていきます。

〔評価〕

- ニュースポーツを中心にスポーツ推進委員の活動機会が増加している。

〔課題〕

- ・活動機会に対応する人員確保が課題である。

施策（５）総合型地域スポーツクラブの充実

- ① 総合型地域スポーツクラブが、地区集会所、生涯学習施設や体育館等を活用した健康講座や実技研修、スポーツ体験など多様な活動を展開できるよう連携し取り組みます。

〔評価〕

- 令和６年度時点では１団体（大森スポーツクラブさくら）となっている。

〔課題〕

- ・スポーツ振興にかかる様々な担い手の役割を整理し連携の体系化が必要。

- ② 現在（令和３年）、横手市の総合型地域スポーツクラブは横手地域に１組織、大森地域に１組織が設立されていますが、総合型地域スポーツクラブの増設に向けた働きかけを行います。

〔評価〕

- 現状では総合型地域スポーツクラブの増設は難しい。

〔課題〕

- ・大森地域やその近隣地域以外においても総合型地域スポーツクラブの活動に参加できるような地域展開が望ましい。

施策（６）スポーツ情報の発信

- ① 民間情報誌やSNSの活用など、様々な媒体やメディアを活用し、スポーツに関するイベント情報やスポーツ活動の紹介、市内で行われる予定の健康スポーツ情報、各種スポーツ大会の結果等をリアルタイムに提供できる環境を整えます。

〔評価〕

- 大会・イベントの性質や規模に応じ、様々な媒体やメディアを活用した周知を行っているほか、市のホームページに「イベント・大会・合宿情報」を設けている。

〔課題〕

- ・速やかな結果公表に心がけているが、現状では「リアルタイム」に提供できる環境の構築は難しい。

基本目標02 交流

～ 目標 ～

競技スポーツに触れる機会を増やし、
市民がスポーツを身近に感じられるよう、取り組みの充実を図ります。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度 | | | | |
|----------------------|----------------|------|-------|-------|--------|
| | 実績 | | | | 目標 |
| | R3 (R1)※ | R4 | R5 | R6 | R7 |
| ①市外の方も参加できるスポーツイベント数 | 4回/年 (2回/年) | 8回/年 | 10回/年 | 10回/年 | 2回以上/年 |
| ②スポーツイベントへの協力団体数 | 25団体 (40団体) | 20団体 | 46団体 | 74団体 | 40団体 |

※R1は成果指標の設定時に基準とした実績年度

〔指標の達成状況〕… 令和6年度時点で、「すべて達成」

- 市外の方も参加できるスポーツイベント数は、目標を大きく上回り、令和5年度以降は、年10回開催している。コロナ禍においても、「オクトーバー・ラン&ウォーク」や「ラジオ体操 de チャレンジデー」など、場所や時間にとらわれず気軽に参加できるイベントなどが実施されている。
- 市外のチームを招待しての大会のほか、トップアスリートを招いてのスポーツ教室についても、状況に応じて市外の方にも参加いただいている。
- 様々なスポーツイベントを開催するにあたり、スポーツイベントへの協力団体数についても目標値を大きく上回っている。多くのスポーツ関係団体における社会貢献活動への意識の高まりや、多様な実施主体・支援体制による取り組みが広がっているものと考えられる。

施策（１）スポーツイベントの充実

- ① 大規模スポーツ大会や集客力のあるスポーツイベントを誘致し、その運営支援を行うことで、地域の活性化や賑わいの創出を図ります。また、横手市へ訪れる方々に、横手の自然や歴史、文化などの魅力に触れていただき、リピーターを獲得することで交流人口の拡大も促進します。

〔評価〕

- 令和４年５月、令和７年７月にプロ野球イースタン・リーグ公式戦を開催した。
- よこてシティハーフマラソンは、令和３年度はコロナ禍のため前年に引き続き中止となったが、以降は１,０００人を超える参加者となり、令和６年度には過去最高の１,６５０人のエントリー数を記録した。令和７年度の第１０回大会は、市制施行２０周年の記念大会として開催し、再び過去最高の１,６６０人のエントリーとなった。

〔課題〕

- ・横手市立体育館の開館やグリーンスタジアムよこての改修など、機能が充実した施設環境を活かしつつ、現在ある商工観光分野等との連携や取り組みの体制のさらなる強化が課題である。

- ② 競技スポーツの「する」、「みる」、「ふれる」機会を増やすため、オリンピックをはじめ、トップアスリートやトップチームが開催するスポーツ教室や講演、イベント等を誘致し、市民がスポーツに関わる機会を創出し自らスポーツを行なえるよう支援します。

〔評価〕

- よこてシティハーフマラソンのゲストランナーとして、アテネオリンピック女子マラソン金メダリストの野口みずき氏や、箱根駅伝４年連続区間賞の柏原竜二氏などを迎えている。
- 主に子ども達を対象とした事業としては、陸上競技三段跳の日本記録保持者である山下訓史氏、桃田賢斗選手が所属するＮＴＴ東日本バドミントン部など、日本を代表するアスリートによるスポーツ教室を開催している。

〔課題〕

- ・様々なスポーツの楽しみ方や関り方のニーズを把握し、より多くの市民が自ら活動するきっかけづくりに繋がるような取り組みが必要である。

施策（２）「ささえる」スポーツの充実

- ① 横手市スポーツ大使の協力を得ることで、横手市の魅力発信、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくりのサポート、競技力向上への道づくりなど、市民のスポーツへの関わりを推進します。

〔評価〕

- スポーツイベントの企画や誘致、実施にあたり、様々なご協力をいただいている。
- 東京2020オリンピック関連では、令和3年4月に3×3バスケットボール女子日本代表の合宿を実現している。
- 現在、3名のスポーツ大使を任命している。

| No. | 氏名(敬称略) | プロフィール |
|-----|---------|---|
| 1 | 長谷川 誠 | 元バスケットボール日本代表、日本人初の海外プロリーグ選手 横手市雄物川町出身 |
| 2 | 酒井 勝充 | 元コニカミノルタ陸上部総監督 横手市平鹿町出身 |
| 3 | 高橋 勇市 | アテネ・パラリンピック マラソン金メダリスト 横手市黒川出身 |

〔課題〕

- ・連携体制を維持し、継続した取り組みにつなげる。

- ② 市民や市内中高生によるボランティアの活動を促し、横手市スポーツ大使の協力を得ることで、地域と連携した各種スポーツイベントや大会に取り組んでいきます。

〔評価〕

- よこてシティハーフマラソンなどを中心としたスポーツイベントの際には、ボランティアスタッフとして多くの市民や中高生に参画していただいている。

〔課題〕

- ・多様な実施主体によるスポーツイベントが開催される中で、スポーツボランティアの参加方法の周知に工夫が必要である。多くの人が参画しやすいよう、窓口や受け入れ体制の整備が課題である。

施策（3）スポーツによる国際交流

- ① ホストタウン登録をしているインドネシア共和国と各分野において継続的な連携・交流を実施します。また、生涯スポーツとしてバドミントンの普及を進めていきます。

〔評価〕

- インドネシアチームの合宿受入れには至らなかったものの、スポーツ交流に関する基本合意書に基づき、青少年を対象としたスポーツ交流を行ってきた。
- バドミントンの普及については、スポーツ少年団の活動や部活動の地域展開の支援を含めた取り組みを行っている。

〔課題〕

- ・ 今後の方向性や連名登録となった県との調整が必要。
- ・ バドミントンに取り組む環境や指導者の確保。

基本目標03 協働

～ 目標 ～

スポーツ施設利用者の満足度や利便性を高めるため、
スポーツ施設の有効活用や適切な維持管理を行います。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度 | | | | |
|--|-----------------|----------------|-------|------|-------|
| | 実績 | | | | 目標 |
| | R3 (R1)※1 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| ①スポーツ施設の数や設備に対する満足度※3 [横手市まちづくりアンケート] | 調査なし (54.4%) | 44.8% 参考値※2 | 21.6% | 調査なし | 57.0% |
| ②指定管理者制度の導入施設数 | 3施設 (3施設) | 3施設 | 3施設 | 3施設 | 4施設 |

※1「R1」は成果指標の設定時に基準とした実績年度

※2「R4」は横手市まちづくりアンケートの調査項目になく、年度内事業の来場者を対象に行ったアンケート調査の結果を参考記載したもの

※3 ①は横手市まちづくりアンケートの固定項目となっていないこと、回答する上での評価対象が広く、定量的な評価項目には不向きであることなどから成果の指標として見直しが必要

〔指標の達成状況〕… 令和6年度時点で、②未達成

- スポーツ施設の数や設備に対する満足度については、その数値をもって評価をすることが難しい。(低評価の場合、数が足りないのか、設備が不十分なのかについて判断できない。)
- スポーツ施設の数や設備に対する評価については、スポーツごと、施設ごとの環境を整理し、評価につなげることが効果的と考える。
- 指定管理者制度の導入施設数については、令和6年度実績までは3施設に留まっているが、令和8年度以降に複数施設での導入が予定されている。

施策（１）スポーツ施設の有効活用

- ① 市内スポーツ施設の利用実態を把握し、既存のスポーツ施設が適切に有効活用できるよう計画的な修繕や整備・統廃合を進めていきます。

〔評価〕

- 安全を第１に、優先度に応じた修繕や改修等を行っている。
- 横手体育館の老朽化に伴い、横手市立体育館の建設工事を実施。
- 計画期間内に整備した主なスポーツ施設は次のとおり。（設備改修含む）

| 年度 | 施設名等 | 摘要 |
|-------|----------------|------------------------------|
| 令和７年度 | 十文字西スポーツセンター | 人工芝を敷設してリニューアル |
| | グリーンスタジアムよこて | スコアボード改修 |
| 令和６年度 | 天下森スキー場夏虫沢ヒュッテ | 新築建て替え整備 |
| | 十五野公園野球場 | ナイター照明設備改修（LED化） |
| | 十文字陸上競技場 | 公認更新改修工事 |
| 令和５年度 | 雄物川体育館 | 屋根塗装工事 |
| 令和４年度 | 雄物川体育館 | 天井照明器具 LED 化工事、シャワールーム設置工事ほか |
| 令和３年度 | 大森公園テニスコート | 大幅拡張リニューアル |

- 計画期間内に統廃合したスポーツ施設は次のとおり。

| 年度 | 施設名 | 摘要 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 令和７年度 | 浅舞スポーツセンター | R8.4.1で廃止 |
| | 大雄農業者トレーニングセンター | |
| 令和６年度 | 十文字卓球場（廃止・機能移転） | 三重地区交流センターに機能移転 |
| 令和４年度 | 横手公園スキー場（廃止） | |
| | 雄物川テニスコート（廃止） | 大森テニスコート拡張 |
| 令和３年度 | 大鳥公園プール（廃止） | |
| | 十文字体育館（廃止・機能移転） | 三重地区交流センターに機能移転 |

〔課題〕

- ・ 修繕や改修等が望ましい箇所の把握や判断基準の平準化が必要である。
- ・ 一定期間使用したスポーツ関連備品については、更新が望ましい。
- ・ 人口や利用者数、ニーズの動向を配慮したスポーツ施設の配置についての方向付けが必要。

② 幅広い方々がスポーツ施設を利用できるようバリアフリー化を促進します。

〔評価〕

- 「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」及び同条例施行規則に従い、施設の整備を行っている。

整備施設 / 横手市立体育館、横手市天下森スキー場夏虫沢ヒュッテ

〔課題〕

- ・既存のスポーツ施設におけるトイレの洋式化について、今後も継続的な対応が望ましい。

③ スポーツ施設において、利用者がインターネットを利用できるように無線インターネット環境（Wi-Fi）の整備を進めます。

〔評価〕

- 社会体育施設及び都市公園施設等において、横手体育館と天下森スキー場の2か所にWi-Fi環境を整備した。令和8年度に開館予定の横手市立体育館にも整備する予定。

〔課題〕

- ・Wi-Fi環境の整備については、施設の用途や利用者の想定を考慮して必要性を判断する必要がある。

施策（２）安心・安全な施設管理

- ① スポーツ施設の不具合は、事故やケガの原因につながるため、利用者が安心して運動することができるよう適切な維持管理や整備を行います。また、施設を利用するスポーツ指導者や団体等を対象に AED の使用方法を含めた救命講習会や安全講習会等を実施します。

〔評価〕

- 建物に加え、スポーツ備品についても安全性を確保する必要がある。
- 指導者向けの救命講習や安全講習については、各競技団体等の研修過程で実施されるケースもある。スポーツ施設利用者のほか、スポーツイベント開催時のスタッフに対する実施も有効である。

〔課題〕

- ・ 修繕や改修等が望ましい箇所の把握や判断基準の平準化が必要である。
- ・ 一定期間使用したスポーツ関連備品については、更新が望ましい。
- ・ 利用団体向けの救命講習会や安全講習会等については、対象者や開催方法について引き続き検討が必要である。

- ② 法令及び消防計画に基づき消防用設備等の適正な維持管理を行うとともに、自営消防訓練を定期的実施します。

〔評価〕

- 法令及び消防計画に基づき、適正に実施している。

〔課題〕

- ・ 引き続き訓練等を通じた消防意識の向上を図る。

- ③ 第３期横手市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修等に取り組みます。

〔評価〕

- 第３期横手市耐震改修促進計画に基づき、FM計画で「長寿命化」と位置付けられた施設について優先的に取り組むこととしている。

〔課題〕

- ・ 建て替え整備の可能性を含めた状況を考慮して判断する必要がある。

施策（３）指定管理者制度導入の促進

- ① 横手体育館・横手武道館・天下森スキー場の３施設を指定管理者により管理しています。今後も利用者サービスの向上を図るため、新たな施設への指定管理者制度の導入を目指します。

〔評価〕

- 令和８年度から次の施設に指定管理者制度を導入する。
 - ・横手市立体育館（令和８年４月設置）
 - ・大森地域５施設（大森体育館、大森野球場、大森テニスコート、大森多目的広場、大森グラウンド・ゴルフ場）

表 スポーツ施設への指定管理者制度導入状況

| 施設 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
|---------|-------|-------|---------|
| 横手体育館 | ○ | ○ | ○継続活用検討 |
| 横手武道館 | ○ | ○ | ○ |
| 天下森スキー場 | ○ | ○ | ○ |
| 横手市立体育館 | 建設中 | ○導入 | ○ |
| 大森地域５施設 | 直営 | ○導入 | ○ |
| 合計 | ３施設 | ９施設 | ９施設 |

※令和９年度の合計には継続活用を検討している横手体育館も含めています

〔課題〕

- ・指定管理者による運営について、適切なモニタリングを継続する体制を維持する。

基本目標04 文化

～ 目標 ～

スポーツ関係団体が主体となり、スポーツ活動が出来るように連携するとともに、各種競技スポーツの競技力が向上出来るよう推進していきます。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度 | | | | |
|------------------------------|----------------|------|------|------|------------|
| | 実績 | | | | 目標 |
| | R3 (R1)※1 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| ①小中学生を対象とした競技力向上を目的とした指導実施数 | 0回/年 (6回/年) | 3回/年 | 5回/年 | 7回/年 | 6回以上 /年 |
| ②競技功績者以外の表彰項目の増設※2[横手市スポーツ賞] | 追加なし (基準) | 追加なし | 追加なし | 追加なし | 2項目 追加 |

※1「R1」は成果指標の設定時に基準とした実績年度

※2 横手市スポーツ賞は、R1時点で6つの賞が設けられている（資料編参照）

【指標の達成状況】… 令和6年度時点で、①達成、②未達成

- 小中学生を対象とした競技力向上を目的とした指導は、新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限により令和3年度は実施していない。
- 令和4年度以降は徐々に活動機会が回復し、令和6年度実績では年7回を開催している。

【令和6年度の開催実績】

| 区分 | 回数 | 講師等 |
|-------------|----|--------------------|
| 野球教室 | 3回 | 神奈川大学、日本体育大学、楽天野球団 |
| 陸上競技クリニック | 1回 | 山下訓史氏 |
| ソフトテニス技術講習会 | 1回 | 横手市テニス協会 |
| バドミントン教室 | 1回 | NTT東日本バドミントン部 |
| バレーボール教室 | 1回 | スカイロケッツ秋田 |

- 横手市スポーツ賞にかかる競技功績者以外の表彰項目の増設については、実施には至っていない。

施策（１）トップアスリート指導による競技力向上

- ① 日本を代表するチーム、プロチームや企業チーム、部活動等の合宿誘致を促進し、市民がレベルの高い技術に間近で触れることのできる機会を創出します。また、トップアスリート等と連携し、小中高生を対象とした実技指導、講習等を実施し競技力向上に努めます。

〔評価〕

- 令和６年度には、陸上競技三段跳の日本記録保持者である山下訓史氏、NTT東日本バドミントン部など、日本を代表するアスリートによるスポーツ教室を実現している。

〔課題〕

- ・合宿の受け入れやスポーツ教室の対象競技が固定化している。一方で、継続した開催により、効果が得られている側面もある。
- ・合宿の受け入れ時期が夏に集中している。宿泊施設の閑散期などの状況も考慮して、年間を通した平準化が課題である。

施策（２）民間団体との連携・支援

- ① スポーツに関係する人的・物的資源を有効活用した市民参加型のスポーツイベントや指導者育成のための講習会を実施していくため、各種スポーツ関係団体と連携・協働できるように推進します。

〔評価〕

- 横手市スポーツ立市１０周年記念事業の一環として、野球指導者を主な対象に講演会を開催した。
講師／辻正人氏、期日／令和５年１２月１日、会場／かまくら館
主催／横手市スポーツ協会、横手市スポーツ少年団

〔課題〕

- ・多様な実施主体による推進を図るため、他分野を含めた様々な連携体制の在り方について、さらに検討が必要。

- ② 一般財団法人横手市スポーツ協会と連携しながらスポーツ少年団の育成に取り組めます。また、スポーツ指導者等の資質向上のための研修を実施し、各種団体が有する優れたスポーツ人材の育成に努めます。

〔評価〕

- スポーツ少年団の事務局を担う横手市スポーツ協会と連携のもと、各種事業や大会等に取り組んでいる。

〔課題〕

- ・ スポーツ少年団の加入者数は、減少傾向が続いている。今後、中学校の部活動の地域展開の状況も踏まえ、継続的な活動につながる協力が必要。

- ③ 横手市を代表してスポーツ競技大会に出場する団体や個人に対して支援していきます。

〔評価〕

- 他自治体と比較して充実した補助制度となっている。

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 21 | 76 | 75 | 80 |
| 補助金額(千円) | 1,416 | 3,538 | 5,379 | 4,321 |
| 1件あたり(千円) | 67 | 47 | 72 | 54 |

- 注目度の高い大会において横手市を広くPRする効果もある。
- 競技種目や大会の位置づけ、出場条件などが多様化しており、従来の要綱では交付対象とならないケースがあったが、令和7年度執行分から対象となるように補助金交付要綱を改正した。

例)・個人競技(種目)に出場する選手に帯同する監督やコーチ

- ・ 県選抜チームに選出された選手
- ・ 大会主催者等から補助がある場合

〔課題〕

- ・ 同じ大会に参加する選手であるものの、個々の交通手段や宿泊先などが異なるために、受け取る金額に不公平感がある。
- ・ 宿泊費や交通費にかかる補助金額の算定にあたり、適正な上限額を設けるなど、制度設計を再整理する必要がある。
- ・ 要綱が複雑で分かりにくく、申請手続きの簡素化や金額の公平性、中学校の部活動の地域展開との関係整理が必要。

施策（３）スポーツ表彰制度の充実

- ① オリンピックや世界選手権大会等、国際規模で開催される大会に出場した選手をはじめ、生涯スポーツの分野で活躍した方などを奨励するための表彰制度の充実を図ります。

〔評価〕

- 横手市スポーツ賞にかかる競技功績者以外の表彰項目の増設については、実施には至っていないが、スポーツ立市条例に基づくスポーツ大賞を授与している。

〔課題〕

- ・生涯スポーツの分野における表彰の選定基準等について検討が必要。

第3章 基本方針と施策の体系

1 基本方針

スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化

(第3次横手市総合計画 基本構想 施策2-3)

2 施策の体系

| 基本方針 | 施策の柱 【条例の基本目標】 | 具体的な施策 (太字・下線は特徴的な施策) |
|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化 | 1 生涯にわたるスポーツ活動の推進 【健康】【文化】 | 1-1 スポーツ、レクリエーションの振興 |
| | | <u>①ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ活動の促進</u> |
| | | <u>②AIカメラを活用したスポーツ配信やスポーツ情報の提供</u> |
| | | ③スポーツ推進委員・奨励員との連携 |
| | | ④総合型地域スポーツクラブとの連携 |
| | | ⑤学校等との連携 |
| | | <u>⑥公園や自然環境等を活かした活動の推進</u> |
| | | 1-2 競技スポーツの振興 |
| | | ①スポーツ関係団体との連携 |
| | | ②アスリートや指導者の育成 |
| | <u>③スポーツ医学やスポーツ科学の活用</u> | |
| | ④アスリートや指導者への支援 | |
| | 2 スポーツ施設の整備・充実 【協働】 | ①スポーツ施設の適切な管理運営 |
| | | ②スポーツ施設の整備・改修 |
| | | ③民間活力の導入 |
| ④スポーツ施設の適正配置 | | |
| 3 スポーツを核とした地域活性化 【交流】 | <u>①大会・合宿の誘致</u> | |
| | ②スポーツ交流 | |
| | ③スポーツツーリズムの推進 | |
| | <u>④プロスポーツの観戦機会の創出</u> | |
| | ⑤市内トップチーム等との連携強化 | |
| | ⑥企業や団体等との連携 | |

※「条例の基本目標」とは、スポーツ立市条例第3条に定める4つの基本目標

第4章 取り組む施策

施策の柱1 生涯にわたるスポーツ活動の推進

1-1 スポーツ、レクリエーションの振興

スポーツやレクリエーションの振興は、健康増進や地域活性化、社会のつながりの強化において重要な役割を果たします。人口の減少や人口構成の変化、多様なニーズに対応した事業の企画など、多くの市民にとって身近で取り組みやすい環境作りが求められます。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度別目標 | | | | |
|---|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | R8 (R6)※1 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| ①「スポーツによる地域活性化」に対する市民満足度 [横手市まちづくりアンケート] | 69.4% (63.1%) | 69.4% | 69.4% | 69.4% | 69.4% |
| ②成人が週1回以上スポーツをする人の割合※2 [県スポーツ実態調査(横手市分)] | 47.0% (41.4%) | 49.0% | 51.0% | 53.0% | 55.0% |
| ③BMIが25以上の男性の割合 (特定検診を受けた40～74歳)※3 | 33.9% 以下 (33.9%) | 33.5% 以下 | 33.0% 以下 | 32.5% 以下 | 32.0% 以下 |
| ④BMIが25以上の女性の割合 (特定検診を受けた40～74歳)※3 | 26.7% 以下 (26.7%) | 26.5% 以下 | 26.0% 以下 | 25.5% 以下 | 25.0% 以下 |
| ⑤スポーツ施設の利用者数 | 40万人 (37.4万人) | 40万人 | 40万人 | 40万人 | 40万人 |
| ⑥人口あたりのスポーツ施設利用回数※4 | 4.7回 (4.7回) | 4.7回 | 4.8回 | 4.9回 | 5.0回 |

※1 「R6」は成果指標の設定時に基準とした実績年度。①のみ過去5年平均（総合計画/ウェイト平均）

※2 成人の2人に1人（50%）を目指すが、調査結果の誤差を考慮し+5%の55%をR12の目標値とした

※3 ③④は第3期よこて健康増進計画（令和7～18年度）の「行動目標1」関係/特定検診の結果より基準とした実績年度は「R5年度」/目標値は第3期よこて健康増進計画のR17目標値を参考に設定

※4 年間のスポーツ施設利用者数÷年度末人口

① ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ活動の促進

子どもから高齢者まで、各年代に適したスポーツ活動を促進するとともに、働きながら、子育てをしながら、介護をしながら、趣味としてなど、多様なライフスタイルに適したスポーツ活動ができるよう支援します。

また、スポーツの様々な楽しみ方を通じ、ストレス軽減やリラクゼーションの効果、社会とのつながりなど、心の健康を支えることで、ウェルビーイングの向上を図ります。

〔具体的な内容〕

- a. 各年代におけるスポーツに親しむきっかけ作り
- b. 企業と連携したスポーツ活動の推進
- c. 団体に所属していない個人や少人数でも利用しやすい環境作り
- d. 市民の健康づくりを支援する「健康の駅事業」の推進（健康推進課）
- e. 障がい者スポーツへの支援・情報提供
- f. スポーツ推進委員やスポーツ団体等と連携したニュースポーツの普及
- g. 市民スポーツフェスティバルや地域のスポーツイベント等の開催
- h. よこてシティハーフマラソンの開催
- i. スポーツによる介護予防の取り組み
- j. 横手市スポーツ協会等と連携した体力測定会

② AIカメラを活用したスポーツ配信やスポーツ情報の提供

より多くの市民が様々な楽しみ方でスポーツに親しむことができるよう、また、正しい知識でスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ情報の提供と啓発を図ります。

〔具体的な内容〕

- a. スポーツ大会・イベント情報の発信
- b. スポーツボランティアの情報提供
- c. 横手市立体育館に導入予定のAIカメラを活用した配信等の実施
- d. スポーツ関係団体と連携したスポーツ団体の紹介
- e. その他スポーツに関する情報提供や啓発

③ スポーツ推進委員・奨励員との連携

スポーツ推進委員が、地域において組織的に活動ができるように、横手市スポーツ推進委員会に対し、必要な支援を行います。地域からのニーズが高まっている中で、市やスポーツ関係団体との連携を図りながら、ニュースポーツの普及をはじめとしたスポーツ・レクリエーションの振興を推進していきます。

また、スポーツ推進委員・奨励員がその役割を理解し活躍できるよう、研究会や講習会などへの参加を通じた資質向上に努めます。

[具体的な内容]

- a. スポーツ推進委員・奨励員と連携したスポーツ活動の推進
(市民スポーツ交流大会の開催等)
- b. 研究会や講習会等によるスポーツ推進委員の資質向上
- c. スポーツ推進委員の活動の周知

④ 総合型地域スポーツクラブとの連携

地域での多様なスポーツ活動が促進されるよう、総合型地域スポーツクラブの設立や事業運営に必要な支援を行います。

[具体的な内容]

- a. 市のホームページ等を活用した情報の提供
- b. 総合型地域スポーツクラブの設立支援
- c. 事業内容に応じた共催・後援・協力等の実施

⑤ 学校等との連携

地域でのスポーツ活動のニーズに対応するため、学校運営に支障のない範囲で学校施設を開放する学校開放事業を継続します。

また、部活動の地域展開の動向を踏まえ、地域における受け皿の確保や活動の支援について、学校等との連携体制を強化します。

[具体的な内容]

- a. 小・中学校における学校開放事業
- b. 部活動の地域展開に向けた支援や連携体制の強化

⑥ 公園や自然環境等を活かした活動の推進

公園施設や豊かな自然環境等を活かし、健康増進を図るとともに、様々なスポーツ、レクリエーション活動を安全に楽しむことができる環境を整えます。

[具体的な内容]

- a. ランニングやジョギング、ウォーキングの推進
- b. ウィンタースポーツや雪遊びなど、雪国ならではの活動の推進
- c. スケートボードなどのアーバンスポーツ、アウトドア活動の推進
- d. 熱中症予防対策やクマ出没時等の安全対策の実施

1-2 競技スポーツの振興

競技スポーツの振興は、大会や競技会等において優秀な成績を収めるアスリートを育成することに留まらず、その優れた成果や取り組む姿は、市民へのスポーツへの関心を高め、スポーツ全体の振興に資する効果があります。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度別目標 | | | | |
|---------------------|--------------|------|------|------|------|
| | R8 (R6)※1 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| ①競技力向上を目的とした教室等の開催数 | 6回以上 (7回) | 6回以上 | 6回以上 | 6回以上 | 6回以上 |
| ②指導者向けの研修会等の開催数 | 1回 (0回) | 1回以上 | 1回以上 | 1回以上 | 1回以上 |

※1「R6」は成果指標の設定時に基準とした実績年度

① スポーツ関係団体との連携

横手市スポーツ協会や加盟団体、その他のスポーツ関係団体との連携を強化し、市のスポーツ施策の円滑な推進を図ります。

横手市スポーツ協会の事業運営に対する必要な支援を継続し、生涯スポーツの普及による競技人口の拡大やアスリートの競技力向上等を図ります。

[具体的な内容]

- a. 市民スポーツフェスティバル等の開催（再掲）
- b. 横手市スポーツ協会事業への助成（加盟する競技団体や横手市スポーツ少年団への支援、横手市スポーツ賞の授与）
- c. 事業内容に応じた共催・後援・協力等の実施

② アスリートや指導者の育成

ジュニア期から様々なスポーツに触れ、競技スポーツの楽しさを体感するとともに、競技の種類や障がいの有無に関わらず、継続的に取り組むことができる環境を整えます。

トップアスリートの技術に触れる機会や、レベルの高いチームを招いての大会開催などをおして、アスリートの意欲や競技力の向上を図ります。

また、指導者の確保、研修会や講習会などによる指導者の資質向上を図るとともに、関係団体と連携しながらスポーツ指導者の発掘や情報提供につながる支援を行います。

[具体的な内容]

- a. スポーツと出会い親しむ機会の提供
- b. 全国ブロック選抜高校男子バレーボール大会（横手わか杉カップ）
- c. 東日本中学バレーボール大会（横手わか杉カップJ r.）
- d. 東北中学校新人バスケットボール大会（チャンピオンズカップ横手）
- e. 各種スポーツクリニック（教室）の開催
- f. 競技団体やスポーツ団体による研修会や講習会等の周知
- g. 指導者の育成に資する研修会や講習会の開催・支援

③ スポーツ医学やスポーツ科学の活用

スポーツ医学やスポーツ科学の活用など、競技力の向上をサポートする取り組みについて検討します。

④ アスリートや指導者への支援

全国大会や国際大会等に出場する選手や指導者に対する支援を継続します。多様化する競技や大会に対応しつつ、公平で使いやすい制度を目指します。

また、横手市スポーツ賞の表彰を継続し、横手市のスポーツの発展に貢献したアスリートや指導者等を称える文化を育みます。

[具体的な内容]

- a. 全国大会等に出場する個人や団体への支援（スポーツ競技大会出場補助金）
- b. 横手市スポーツ賞の授与

施策の柱2 スポーツ施設の整備・充実

市のスポーツ推進にあたり、安全・安心に利用できるスポーツ施設の整備・充実、利便性の向上と合わせて重要な要素です。スポーツ施設の安全管理を徹底しつつ、管理運営にかかる業務の平準化や効率的な運用につながる取り組みを推進します。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度別目標 | | | | |
|-----------------|------------------|------|------|-------|-------|
| | R8 (R6)※1 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| ①指定管理者制度の導入施設数 | 9 施設※2 (3 施設) | 9 施設 | 9 施設 | 11 施設 | 11 施設 |
| ②ネーミングライツの導入施設数 | 2 施設 (0 施設) | 2 施設 | 2 施設 | 3 施設 | 3 施設 |

※1 「R6」は成果指標の設定時に基準とした実績年度

※2 R8 年度以降の年度別目標には、一定期間の継続活用を検討している横手体育館も含めています（廃止の時点で目標値を見直し）

① スポーツ施設の適切な管理運営

スポーツ施設を安全に、より快適に利用することができるよう、関連業務を体系化・平準化し、適切な管理運営を図ります。施設の基本的なルールについて十分な周知を図るとともに、日常的な点検機能の強化や、稼働率の向上をはじめとした効果的な取り組みを実現していきます。

また、災害時を想定した避難訓練等を定期的を実施し、指定避難所（場所）等の役割を担う施設においては、災害時に円滑な対応がとれるよう、関係機関との連携体制を確認します。

〔具体的な内容〕

- a. 施設予約システムの利便性の向上
- b. 管理運営体制の体系化・平準化
- c. 適切な管理運営による安全・快適な利用環境の維持・向上
- d. 熱中症予防対策やクマ出没時等の安全対策の実施（再掲）
- e. 利用者アンケートの実施
- f. 災害に備えた訓練や教室等の開催

② スポーツ施設の整備・改修

施設の整備や改修等は、FM計画に基づいて実施します。利用者が安全に利用できるよう、設備の更新や修繕等を計画的に進めるとともに、ニーズを考慮したスポーツ備品の充実を図ります。ユニバーサルデザインに配慮し、既存施設の改修においても施設の状況を踏まえたバリアフリー化を推進します。

[具体的な内容]

- a. 横手市財産経営推進計画（FM計画）に基づく整備・改修
- b. 安全に利用できるスポーツ備品の充実

③ 民間活力の導入

多様化する市民ニーズに応えるノウハウやアイデアを取り入れるため、各スポーツ施設の特徴や役割を考慮しつつ、指定管理者制度の導入等を推進します。

[具体的な内容]

- a. スポーツ施設への指定管理者制度導入の推進と適切なモニタリング
- b. ネーミングライツ導入の推進

④ スポーツ施設の適正配置

スポーツ施設の位置づけや役割等を整理し、ニーズや地域バランスを考慮した配置を継続的に検討していきます。

[具体的な内容]

- a. ニーズや地域バランスを考慮した配置の適正化の検討

| 区分 | 位置づけや役割、環境等 |
|----------|---|
| 競技用の施設 | ・各競技の公式競技を行うことができる基準を満たした施設 ・交通アクセスが良く、商工観光分野等との連携がとりやすい環境 |
| 日常的な活動施設 | ・地域のニーズに応じたスポーツ活動ができる施設 ・各地域にバランスよく配置し、日常利用がしやすい環境 |

施策の柱3 スポーツを核とした地域活性化

スポーツを核とした地域活性化は、充実したスポーツ環境と豊かな地域資源を活かし、市民がスポーツを通して生き生きとした生活を送るとともに、交流人口が拡大することで、市内の商工観光業やスポーツ産業等の振興にもつながる重要な施策です。

～ 指標 ～

| 成果の指標 | 年度別目標 | | | | |
|---------------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| | R8 (R6)※1 | R9 | R10 | R11 | R12 |
| ①スポーツ合宿の延べ滞在者数※2 | 1,240人 (約1,200人) | 1,280人 | 1,310人 | 1,350人 | 1,380人 |
| ②プロスポーツの観戦機会 | 2回 (1回) | 2回以上 | 2回以上 | 2回以上 | 2回以上 |
| ③市のホームページ閲覧数※3 | 42,000回 (40,478回) | 44,000回 | 46,000回 | 48,000回 | 50,000回 |
| ④スポーツイベントへの協力団体数(延べ団体数)※4 | 60団体 (74団体) | 60団体 | 60団体 | 60団体 | 60団体 |

※1 「R6」は成果指標の設定時に基準とした実績年度／市が把握している市内宿泊を伴う県外からの合宿

※2 市が把握している市内宿泊を伴う市外からの合宿(滞在者数 例：2泊3日の場合3人)

5年間でR6実績から15%増

※3 スポーツ振興課が所管するホームページの表示回数合計

※4 R5年度以前の実績も考慮し、第7次計画の目標値「40」の1.5倍の「60」を目標値とする。

① 大会・合宿の誘致

スポーツ関係団体やスポーツ大使とのネットワークを活用し、積極的な誘致活動を行います。

大会主催者に対する支援制度を体系化し、計画的な誘致につなげます。

主要スポーツ施設を活用したスポーツ合宿については、支援体制の平準化を図りつつ、年間を通じた受け入れが実現するよう広く周知します。

[具体的な内容]

- a. 交流人口の拡大に資する大会やイベント等の誘致
- b. 全国大会等の開催支援(横手市スポーツ振興大会事業等補助金)
- c. 奥羽横断駅伝競走大会の開催
- d. スポーツ合宿の誘致・支援

② スポーツ交流

友好都市や交流都市とのスポーツ交流事業を継続します。

[具体的な内容]

- a. 友好都市である神奈川県厚木市、茨城県那珂市とのスポーツ交流事業
- b. 交流都市である東京都世田谷区とのスポーツ交流事業
- c. その他、近隣自治体、連携自治体とのスポーツ交流事業

③ スポーツツーリズムの推進

スポーツを核に横手市の豊かな自然や食文化などの観光資源を活用した取り組みを推進します。ウインタースポーツやアウトドアスポーツ、サイクルツーリズムなどを通して、横手の魅力を広く発信し、交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

④ プロスポーツの観戦機会の創出

これまで開催されているバスケットボール女子日本リーグWリーグ公式戦、プロ野球イースタン・リーグ公式戦の継続的な開催に加え、市の主要施設の魅力を活かした多様な観戦機会の創出を図ります。

⑤ 市内トップチーム等との連携強化

横手市を拠点に活動するトップチームと連携し、スポーツでまちを元気にするとともに、市民のさらなる一体感の醸成を図ります。

⑥ 企業や団体等と連携

連携協定を結ぶ企業や、地域の団体等と連携し、市のスポーツの振興や市民の健康増進などをおした地域の活性化を図ります。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、『横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例』に基づき、国や秋田県はもとより、市や市議会、関係者等が相互に連携し、及び協力し、本計画に定める方策の推進に努めるものとします。

横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

(基本方策)

第4条 市の執行機関、議会及び関係者等は、前条に定める基本目標に基づき、スポーツに関する取り組みを総合的に展開するため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる方策の推進に努めるものとする。

- (1) 市は、スポーツを通じて市全体の元気付けが図られるよう関係部局の情報共有及び共通認識の下、スポーツを行うこと、観戦すること、若しくは学習すること、又はこれらを総合的に実施するため、及び支援するために必要な措置を継続的に講ずるものとする。
- (2) 市は、スポーツに関する取り組みをスポーツ担当部局に限定せず、産業経済、健康福祉、市民生活、建設、施設維持管理等の関係部局のまちづくり施策と一体となるよう調整を行い、部局を横断して総合的かつ複合的な効果が生ずる施策を創出し、この条例の目的及び基本目標が真に達成されるよう努めるものとする。
- (3) 市は、関係者と連携して、子どものスポーツに対する興味、関心を高め、心身の健全な発達や体力、運動能力の向上を図るものとする。
- (4) 市民等は、市及び関係者等が実施する各種スポーツ事業の情報収集に努め、スポーツに関する理解や関心を深めるとともに、自身がスポーツで横手を元気にする担い手であるという認識に立ち、スポーツに関する各種事業に積極的に参加するものとする。
- (5) スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ事業活動等の取り組みを積極的に進めるとともに、市が実施するあらゆるスポーツに関する事業に協力し、スポーツで横手を元気にするために主体的役割を果たすものとする。
- (6) 市民団体及び事業者は、市が実施するスポーツ振興事業と密接に連携し、自らの社会活動や事業活動を通じて、横手の元気付けに貢献するものとする。

2 計画の点検・評価

(1) 成果指標の設定と評価方法について

5年の計画期間を見越した基本方針に基づき、必要な施策を着実に実現するため、適切な成果指標等を設定し、その達成状況を客観的に評価する必要があります。本計画では、「施策の柱」に応じた定量的な成果指標を設定しています。

(2) PDCAサイクルによる計画管理

成果指標を含めた計画の内容を着実に達成するため、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）のサイクルにより計画を管理します。

横手市スポーツ推進審議会に対して計画の進行状況及び成果指標の達成状況を定期的に示して計画管理を行うとともに、その内容をホームページで広く公表します。

横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

（取り組みの評価、検証）

第8条 市の執行機関及び議会は、広く市民等又は市民団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づく取り組みの達成状況や実施効果等を評価し、検証し、及び公表するものとする。

資料編

1. よこてシティハーフマラソンの開催状況

平成28年度に誕生した「よこてシティハーフマラソン」は、令和7年度で第10回目を迎えています。第5回と第6回については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

表 年度別の開催状況

| 大会数 | 開催日 | エントリー数 | 主会場 | ゲストランナー |
|-----|-------------|--------|--------|---|
| 10 | R7. 9. 28 | 1,660 | 横手体育館前 | ゲスト：斎藤佑樹 ゲストランナー：東洋大・法政大陸上競技部 |
| 9 | R6. 9. 29 | 1,650 | 横手体育館前 | 柏原竜二 |
| 8 | R5. 9. 24 | 1,022 | 横手体育館前 | 野口みずき |
| 7 | R4. 9. 25 | 1,077 | 横手体育館前 | 野口みずき |
| 6 | 中止 | - | - | - |
| 5 | 中止 | - | - | - |
| 4 | R1. 9. 29 | 1,150 | 横手体育館前 | 森田詩織（パナソニック女子陸上競技部） 清水萌衣乃（パナソニック女子陸上競技部） |
| 3 | H30. 10. 14 | 986 | 横手体育館前 | 松宮隆行（陸上競技 10000m・5000m北京オリンピック日本代表/秋田県出身） |
| 2 | H29. 10. 22 | 1,227 | 赤坂総合公園 | 尾田賢典（トヨタ自動車株式会社/2011年世界陸上競技選手権マラソン日本代表） |
| 1 | H28. 10. 9 | 1,453 | 赤坂総合公園 | 佐々木悟（旭化成）、高橋勇市（三菱商事） |
| 合計 | | 10,225 | | |

※エントリー数はペアの申込を2人、トリオの申込を3人とした数。

2. 横手わか杉カップの開催状況

平成20年度から実施している「全国ブロック選抜高校男子バレーボール大会 横手わか杉カップ」は、令和7年度で第18回目を迎えました。インターハイの前哨戦として注目される大会となっています。

表 年度別の開催状況

会場：雄物川体育館

| 大会数 | 開催日 | 優勝 | 準優勝 |
|-----|---------------|------------------|---------------|
| 18 | R7. 7. 11-13 | 市立尼崎高校(兵庫県) | 雄物川高校 |
| 17 | R6. 7. 13-15 | 足利大学付属高校(栃木県) | 雄物川高校 |
| 16 | R5. 7. 15-17 | 市立尼崎高校(兵庫県) | 土浦日本大学高校(茨城県) |
| 15 | R4. 7. 15-17 | 山形中央高校(山形県) | 弘前工業高校(青森県) |
| 14 | 中止 | | |
| 13 | 中止 | | |
| 12 | R1. 7. 13-15 | 崇徳高校(広島県) | 市立橘高校(神奈川県) |
| 11 | H30. 7. 14-16 | 崇徳高校(広島県) | 市立尼崎高校(兵庫県) |
| 10 | H29. 7. 7-9 | 仙台商業高校(宮城県) | 市立尼崎高校(兵庫県) |
| 9 | H28. 7. 8-10 | 雄物川高校 | 高川学園高校(山口県) |
| 8 | H27. 7. 3-5 | 松山工業高校(愛媛県) | 雄物川高校 |
| 7 | H26. 7. 5-7 | 雄物川高校 | 市立橘高校(神奈川県) |
| 6 | H25. 7. 5-7 | 五所川原工業(青森県) | 新田高校(愛媛県) |
| 5 | H24. 7. 13-15 | 市立尼崎高校(兵庫県) | とわの森三愛高校(北海道) |
| 4 | H23. 7. 8-10 | 宇部商業高校(山口県) | 雄物川高校 |
| 3 | H22. 7. 9-11 | 聖隷クリストファー高校(静岡県) | 雄物川高校 |
| 2 | H21. 7. 10-12 | 市立尼崎高校(兵庫県) | 都城工業高校(宮崎県) |
| 1 | H20. 7. 11-13 | 東亜学園高校(東京都) | 市立尼崎高校(兵庫県) |

3. 横手市スポーツ賞および横手市スポーツ大賞の表彰実績

令和6年度時点で6つの賞を設けており、横手市と横手市スポーツ協会を主体とした選考を経て、各賞を授与しています。表彰の主体は横手市スポーツ協会と、横手市と協同で行っています。

令和3、4年度のスポーツ大賞は、スポーツ立市条例・第7条に基づき表彰したものです。（同条例に定める基本目標の実現に最も貢献した市民等）

表 年度別の表彰実績

単位：名

| 年度 | スポーツ大賞表彰 | 横手市スポーツ賞の表彰規定による表彰 | | | | | | |
|----|----------|--------------------|-----|--------|--------|-----|-----|-----|
| | | 特別表彰 | 功労賞 | 競技優秀者賞 | 優秀指導者賞 | 栄光賞 | 奨励賞 | 計 |
| R6 | | | 2 | 22 | | ※58 | 3 | ※85 |
| R5 | | 1 | 2 | 11 | | 66 | 6 | 86 |
| R4 | 1 | 1 | 4 | 14 | | 41 | 24 | 84 |
| R3 | 1 | 1 | 6 | 21 | | 17 | 18 | 63 |
| R2 | | | 3 | 1 | | 7 | 8 | 19 |
| R1 | | | 5 | 38 | 4 | 97 | 7 | 151 |

※R6年度は授与式（84名表彰）後、栄光賞1名が追加となった

【各賞の主な基準】

| No. | 名称 | 主な基準 |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 1 | 特別表彰 | 国際大会等で活躍したもの その他、理事会で功績が認められたもの |
| 2 | 功労賞 | 横手市スポーツ協会及び加盟団体の役員10年以上 |
| 3 | 競技優秀者賞 | 全国大会以上の大会において入賞したもの |
| 4 | 優秀指導者賞 | 指導者として競技優秀者賞に該当する個人・団体の育成に直接指導したもの |
| 5 | 栄光賞 | 県予選を経て出場した東北大会以上の入賞者 |
| 6 | 奨励賞 | 県予選を経て出場した東北大会以上の入賞者（主に小学校、スポーツ少年団） |

4. スポーツ少年団の加入状況

小学校の児童数の減少に伴い、スポーツ少年団の団員数も年々減少傾向にあります。団体ごとの団員数も減少し、チームの再編などが進んでいます。

クラブチームの創設や民間のスポーツクラブでの活動、芸術文化活動なども含め、子どもたちの活動の種類が多様化しており、スポーツ少年団への延加入率としては、減少傾向として表れている側面もあります。

表 スポーツ少年団の加入状況

| 年度 | 小学校児童数(A) | スポ少団員数(B) | 単位団数 | 延加入率(B)÷(A) |
|-----|-----------|-----------|------|-------------|
| R 7 | 2,900人 | 914人 | 52 | 31.5% |
| R 6 | 3,014人 | 949人 | 55 | 31.5% |
| R 5 | 3,203人 | 1,013人 | 66 | 31.6% |
| R 4 | 3,355人 | 1,076人 | 66 | 32.1% |
| R 3 | 3,439人 | 1,166人 | 68 | 33.9% |
| R 2 | 3,559人 | 1,182人 | 69 | 33.2% |
| R 1 | 3,707人 | 1,321人 | 70 | 35.6% |
| H30 | 3,849人 | 1,377人 | 71 | 35.8% |
| H29 | 3,941人 | 1,471人 | 73 | 37.3% |
| H28 | 4,050人 | 1,499人 | 72 | 37.0% |
| H27 | 4,136人 | 1,526人 | 72 | 36.9% |

※小学校児童数は各年度4月1日時点、スポ少団員数・単位団数は当初把握時点

※複数のスポーツ少年団に加入している場合もあるため「延加入率」としている

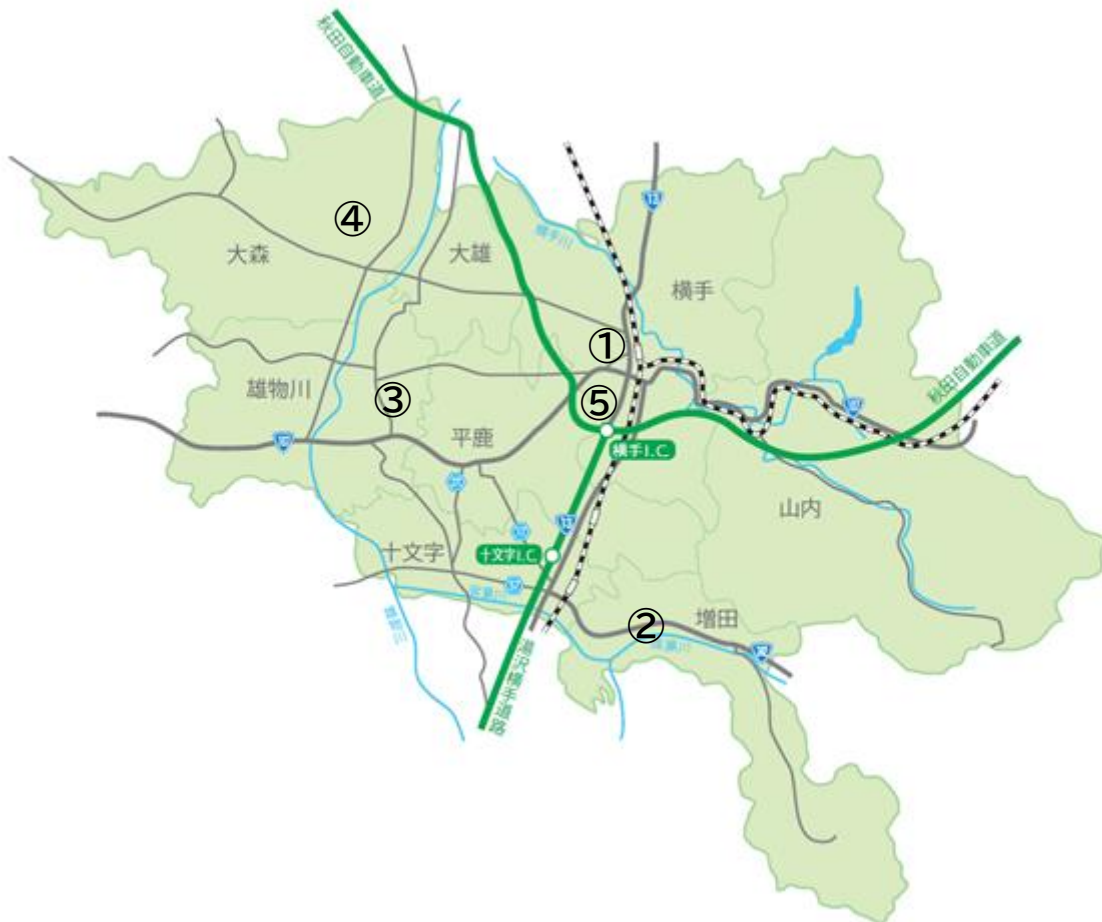
5. 横手市のスポーツ施設（令和8年4月時点）

1-1. 体育館（競技体育館）

一定の観客席を有し、競技大会の会場として活用される体育館。

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|---------|-------------|----|
| ① | 横手体育館 | 一定期間の継続活用予定 | 社体 |
| ② | 増田体育館 | | 社体 |
| ③ | 雄物川体育館 | | 社体 |
| ④ | 大森体育館 | | 都公 |
| ⑤ | 横手市立体育館 | 2026.4 設置 | 単独 |

※区分「社体」/社会体育施設、「都公」/都市公園施設、「単独」/単独条例

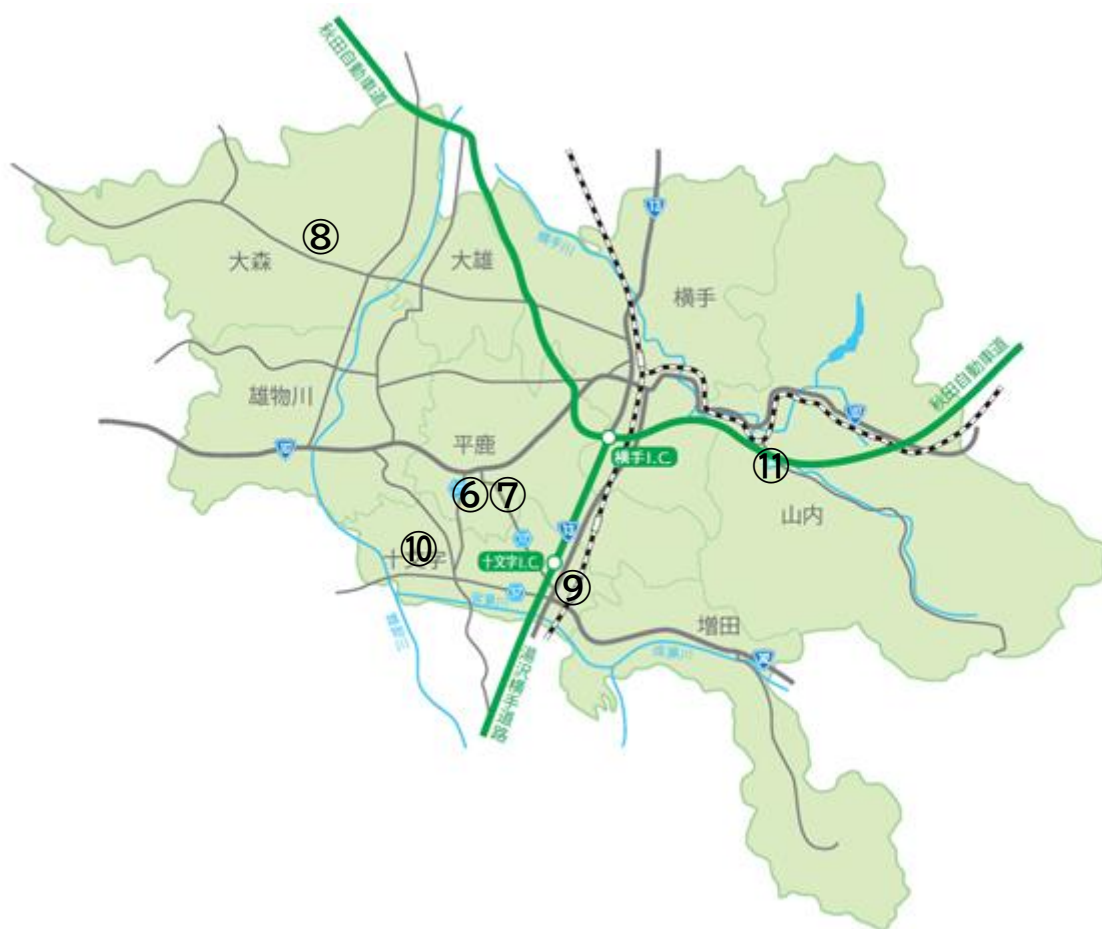


1-2. 体育館等（競技体育館以外）

地域のスポーツ活動の場として活用される体育館等。

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|-------------------|----------|----|
| ⑥ | 平鹿体育館 | | 社体 |
| ⑦ | 平鹿農業者トレーニングセンター | | 農ト |
| ⑧ | 白山体育館 | | 社体 |
| ⑨ | 十文字B & G海洋センター体育館 | | 単独 |
| ⑩ | 十文字西スポーツセンター | 屋内スポーツ施設 | 社体 |
| ⑪ | 山内体育館 | | 社体 |

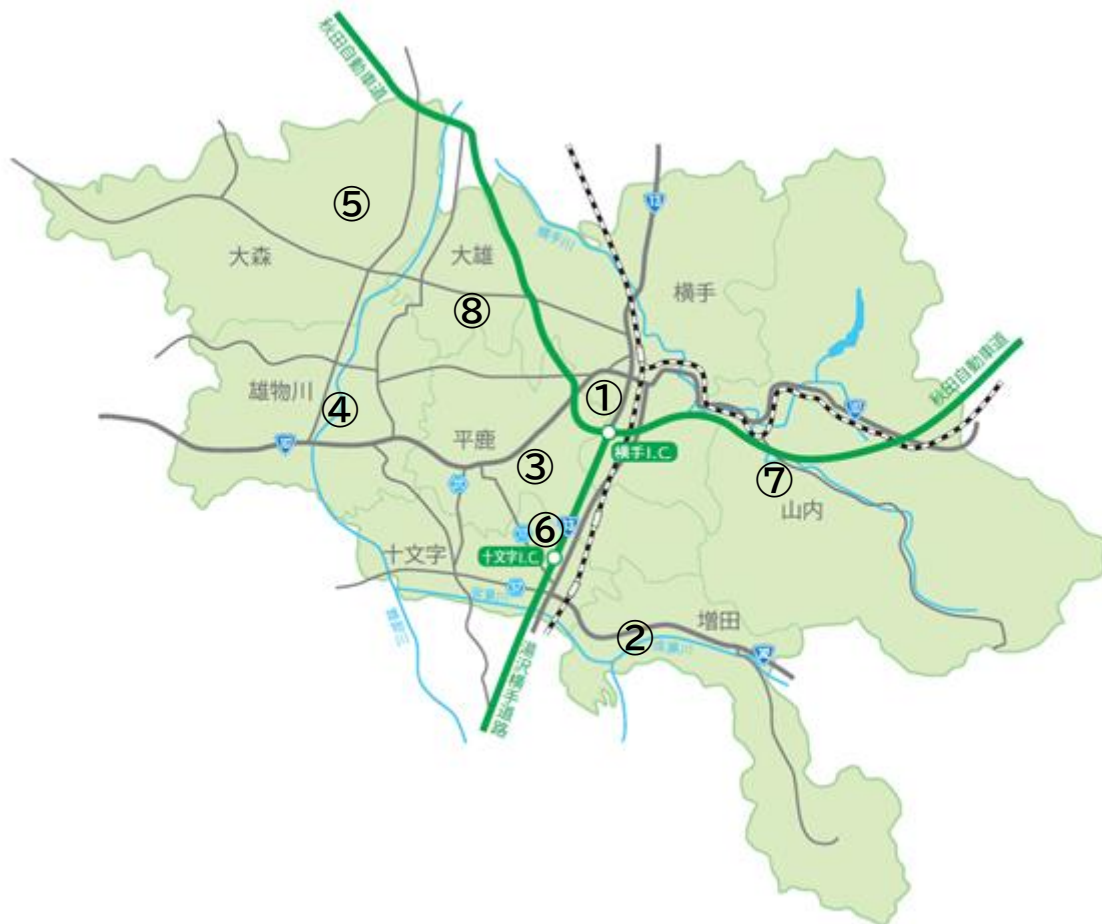
※区分「社体」/社会体育施設、「単独」/単独条例、「農ト」/農業者トレーニングセンター



2. 野球場

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|-----------|--------------|----|
| ① | 赤坂総合公園野球場 | グリーンスタジアムよこて | 都公 |
| ② | 増田野球場 | | 社体 |
| ③ | 十五野公園野球場 | 平鹿球場 | 都公 |
| ④ | 沼館野球場 | | 社体 |
| ⑤ | 大森公園野球場 | 大森球場 | 都公 |
| ⑥ | 十文字野球場 | | 社体 |
| ⑦ | 山内野球場 | | 社体 |
| ⑧ | 大雄運動公園野球場 | スタジアム大雄 | 社体 |

※区分「都公」/都市公園施設、「社体」/社会体育施設

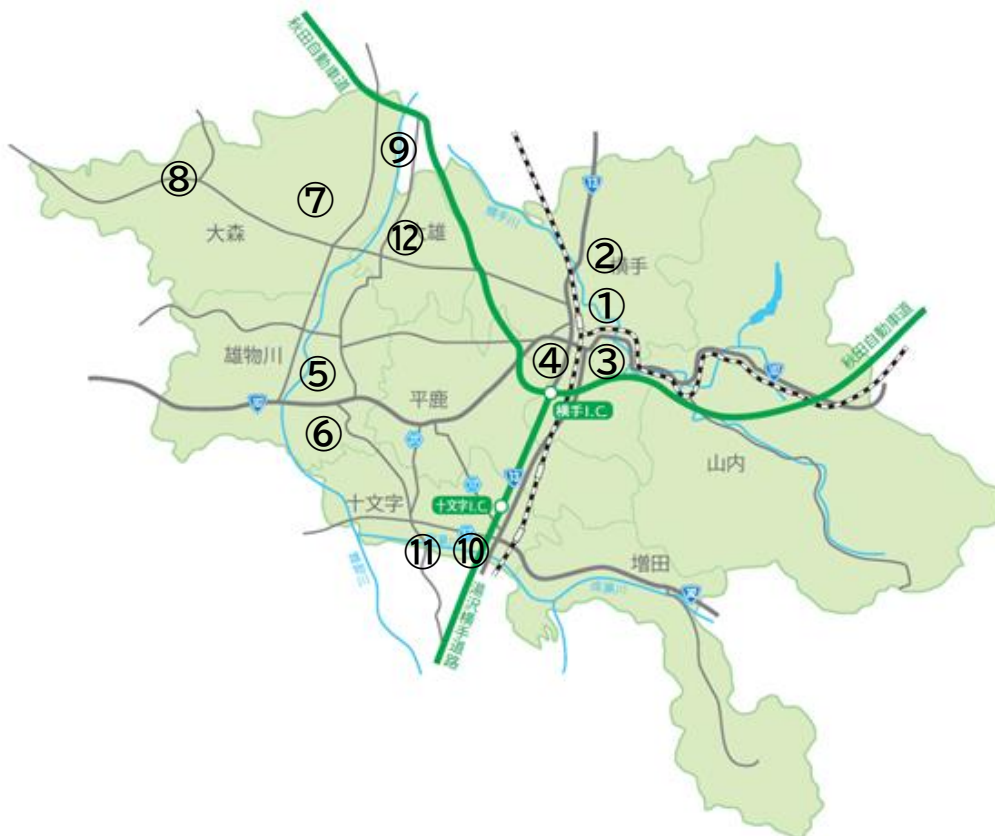


3. 運動広場等（屋外）

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|-------------|---------------------|----|
| ① | 横手公園運動広場 | 旧市営球場 | 都公 |
| ② | 大鳥公園運動広場 | | 都公 |
| ③ | 記念公園運動広場 | | 都公 |
| ④ | 赤坂総合公園運動広場 | グリーンスタジアムよこてサブグラウンド | 都公 |
| ⑤ | 中島グラウンド | | 社体 |
| ⑥ | 八幡野グラウンド | | 社体 |
| ⑦ | 大森公園多目的広場 | 大森体育館隣 | 都公 |
| ⑧ | 大森前田運動場 | 旧保呂羽小グラウンド | 社体 |
| ⑨ | 川西地区多目的運動広場 | 大森町板井田字屋敷東土手外地内 | 社体 |
| ⑩ | 古内河川運動公園 | 十文字町佐賀会字中川原 | 社体 |
| ⑪ | 志摩河川運動公園 | 十文字町植田字前川原 | 社体 |
| ⑫ | 大雄運動広場 | 大雄字木戸口下地先雄物川右岸河川敷地 | 社体 |

※区分「都公」/都市公園施設、「社体」/社会体育施設

※吉田多目的運動場はグラウンド・ゴルフ場の認定コースのため「4. グラウンド・ゴルフ場等」に区分

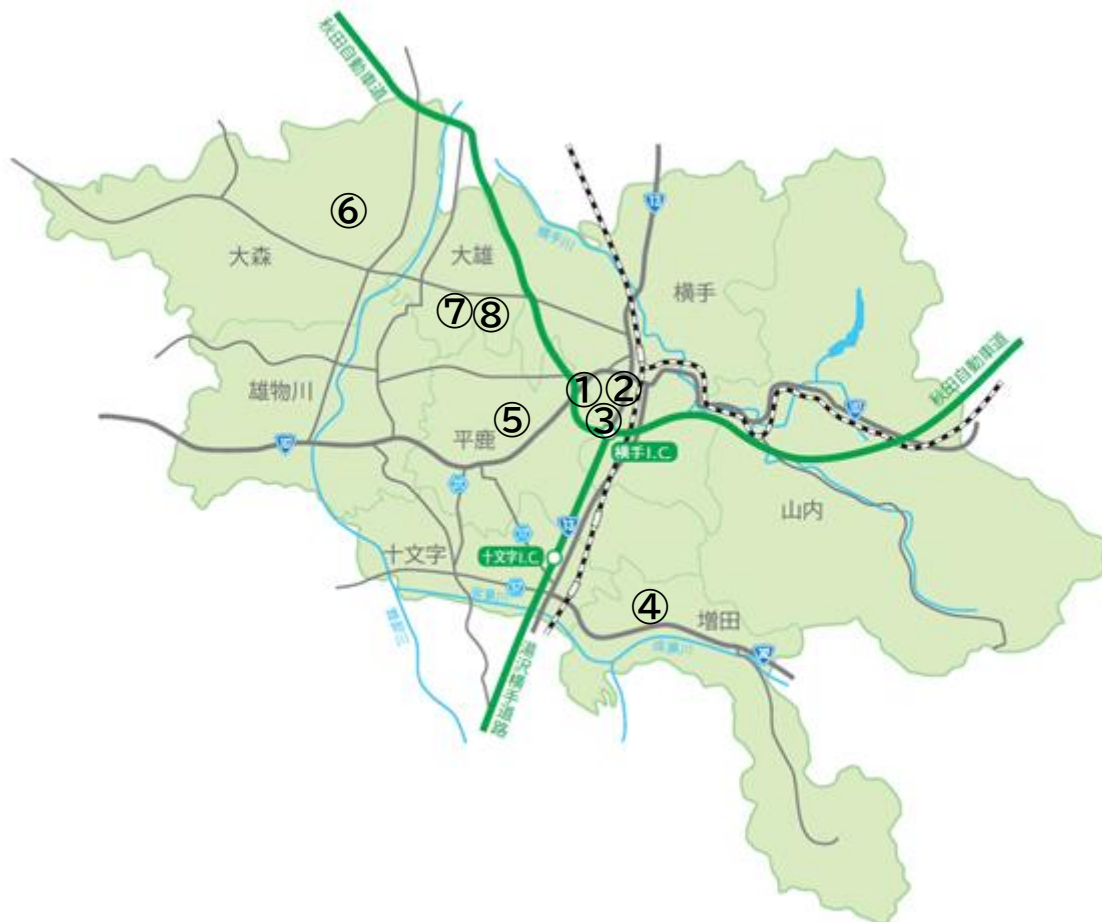


4. グラウンド・ゴルフ場等

有料公園施設でない4か所を含めると8か所。

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|---------------------|-------------|----|
| ① | 赤坂総合公園（グラウンド・ゴルフ場） | 認定コース | 都公 |
| ② | 赤坂総合公園（バスケットボールコート） | 有料公園施設ではない | 都公 |
| ③ | 赤坂総合公園（スケートボード場） | 有料公園施設ではない | 都公 |
| ④ | 増田ニュースポーツ広場 | グラウンド・ゴルフ専用 | 社体 |
| ⑤ | 吉田多目的運動広場 | 認定コース | 社体 |
| ⑥ | 大森公園グラウンド・ゴルフ場 | 認定コース | 都公 |
| ⑦ | 大雄運動公園ゲートボール場 | 有料公園施設ではない | 社体 |
| ⑧ | 大雄運動公園子ども広場 | 有料公園施設ではない | 社体 |

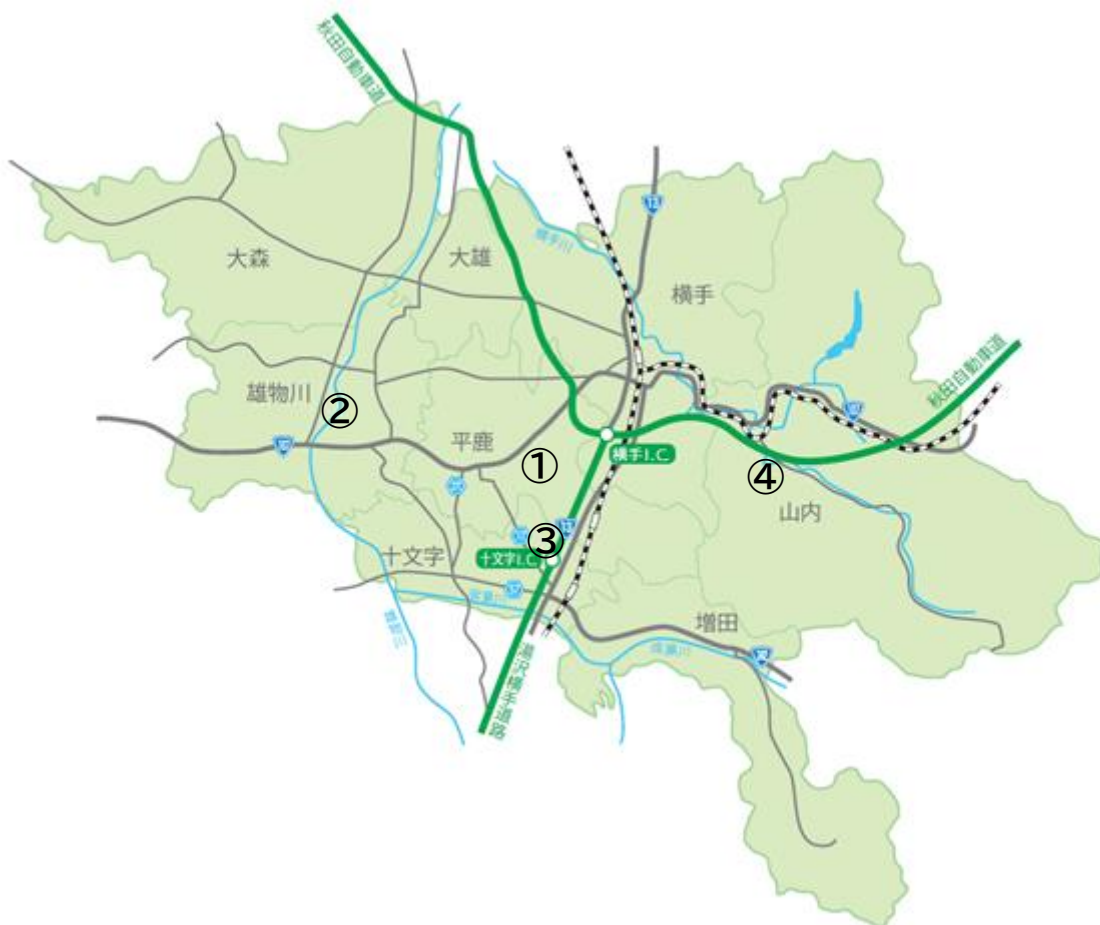
※区分「都公」/都市公園施設、「社体」/社会体育施設



5. 陸上競技場

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|----------|--------------|----|
| ① | 浅舞陸上競技場 | | 社体 |
| ② | 雄物川陸上競技場 | | 社体 |
| ③ | 十文字陸上競技場 | 令和6年 第3種公認更新 | 社体 |
| ④ | 山内陸上競技場 | | 社体 |

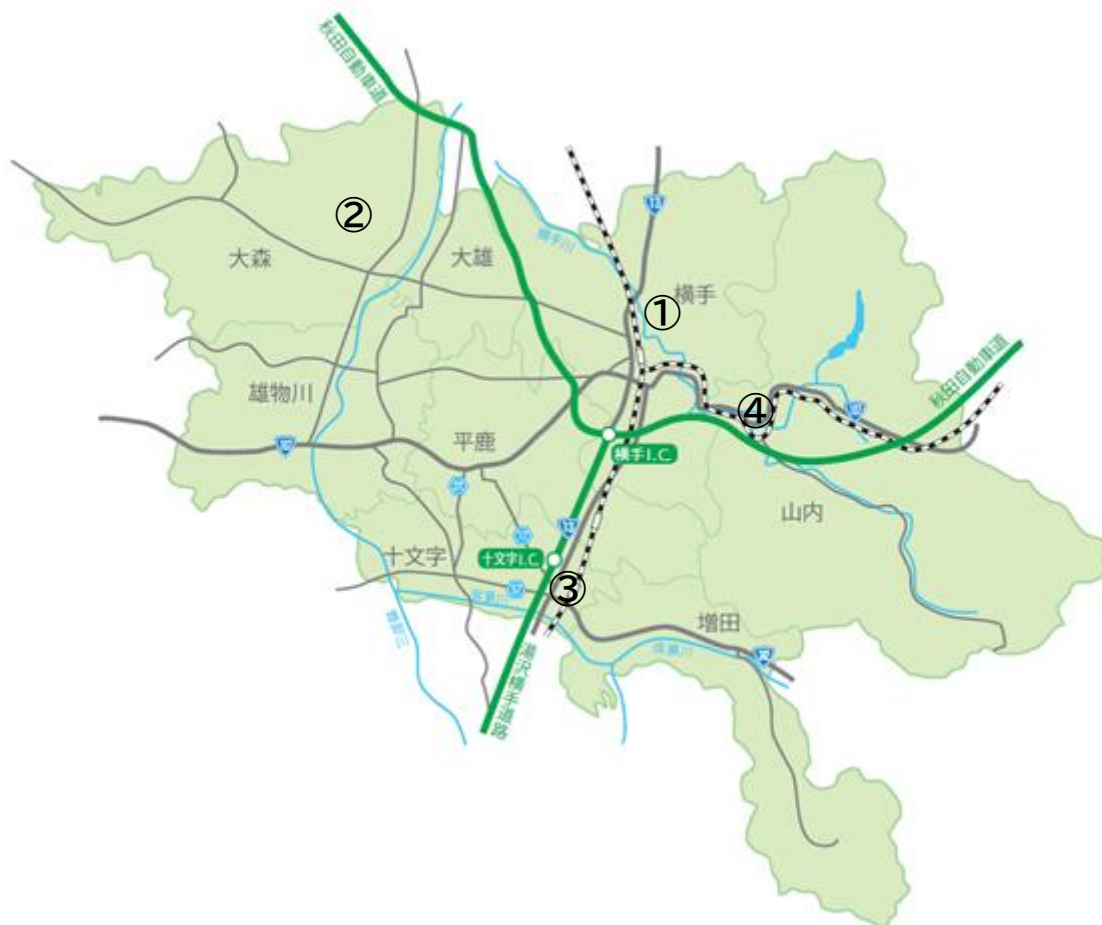
※区分「社体」/社会体育施設



6. テニスコート

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|------------|---------------------|----|
| ① | 大鳥公園テニスコート | | 都公 |
| ② | 大森公園テニスコート | 2021年リニューアル(4面→12面) | 都公 |
| ③ | 十文字テニスコート | | 社体 |
| ④ | 山内テニスコート | | 社体 |

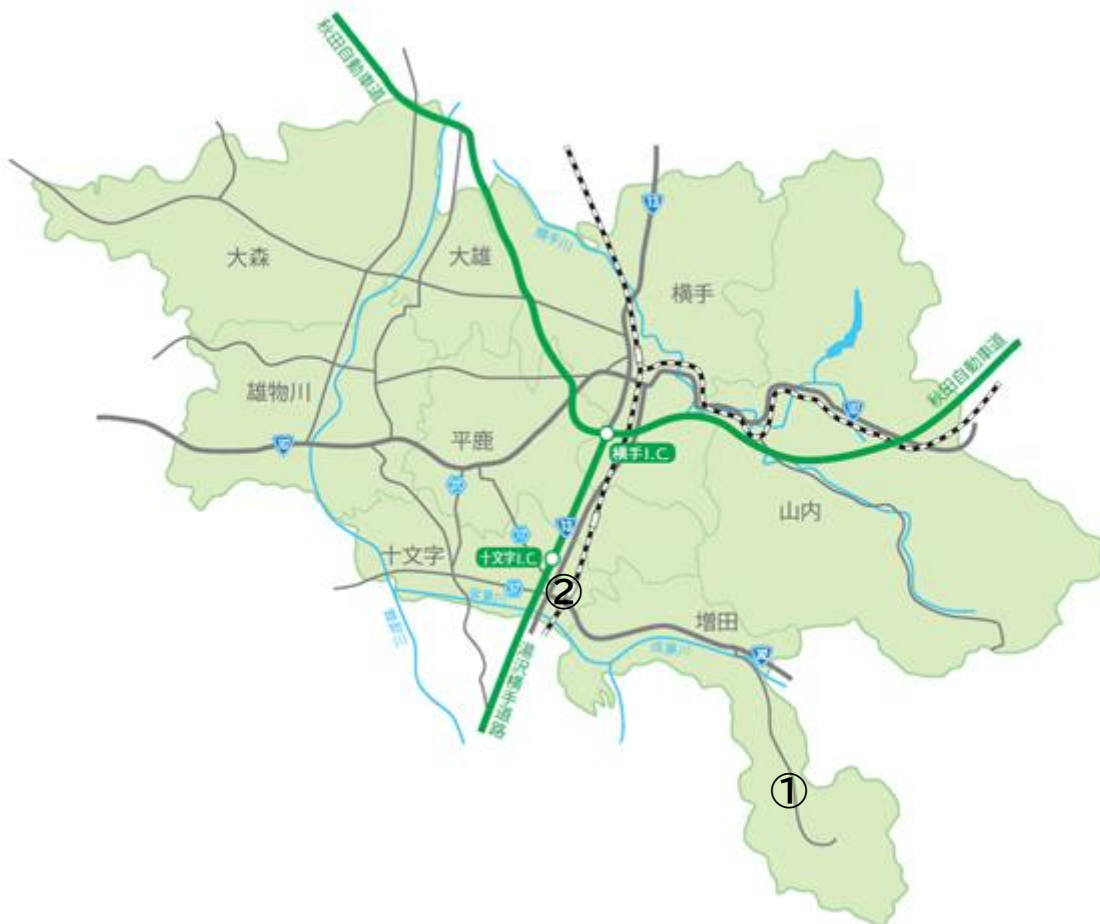
※区分「都公」都市公園施設、「社体」/社会体育施設



7. スキー場、プール

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|-----------------|-----|----|
| ① | 天下森スキー場 | | 単独 |
| ② | 十文字B&G海洋センタープール | 休止中 | 単独 |

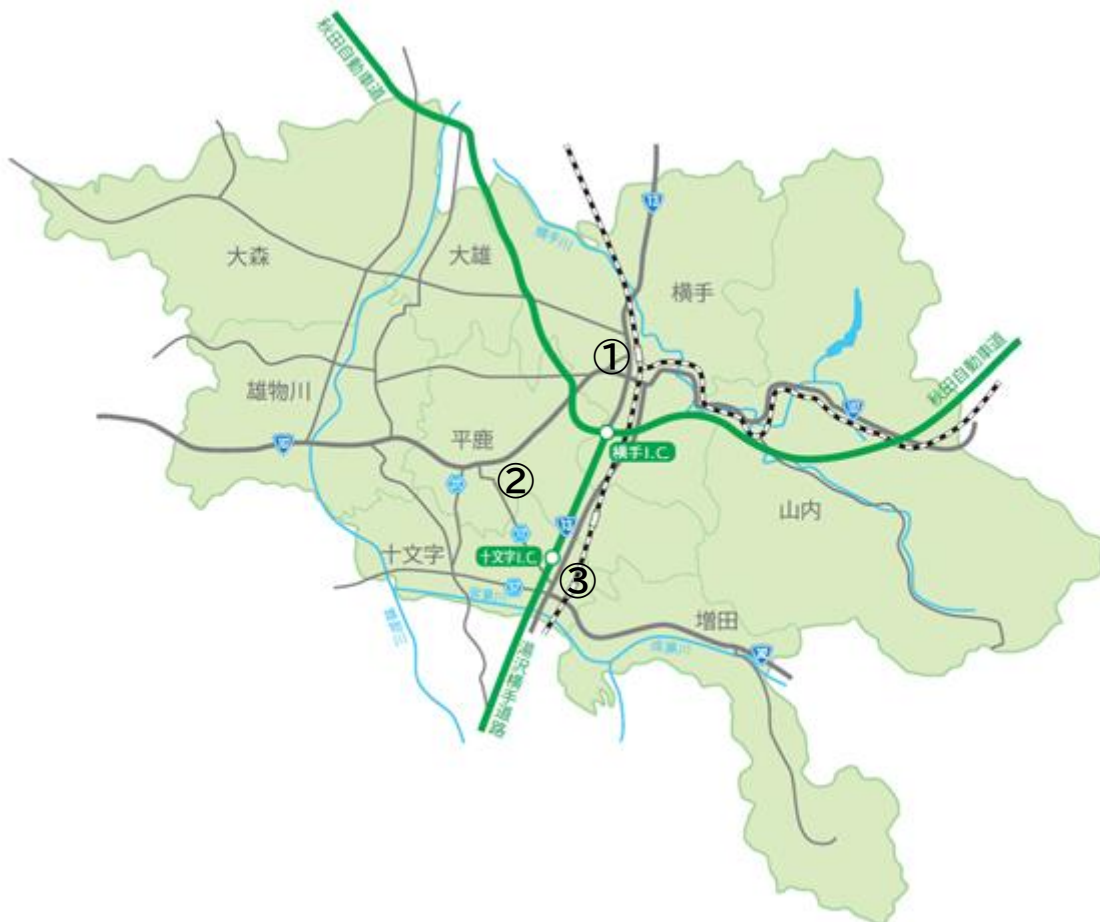
※区分「単独」/単独条列



8. 武道館、相撲場

| No. | 施設名 | 摘要 | 区分 |
|-----|--------|----|----|
| ① | 横手武道館 | | 社体 |
| ② | 平鹿相撲場 | | 社体 |
| ③ | 十文字相撲場 | | 社体 |

※区分「社体」/社会体育施設



スポーツ施設数一覧（都市公園の有料公園施設でないものを除く）

令和8年4月時点

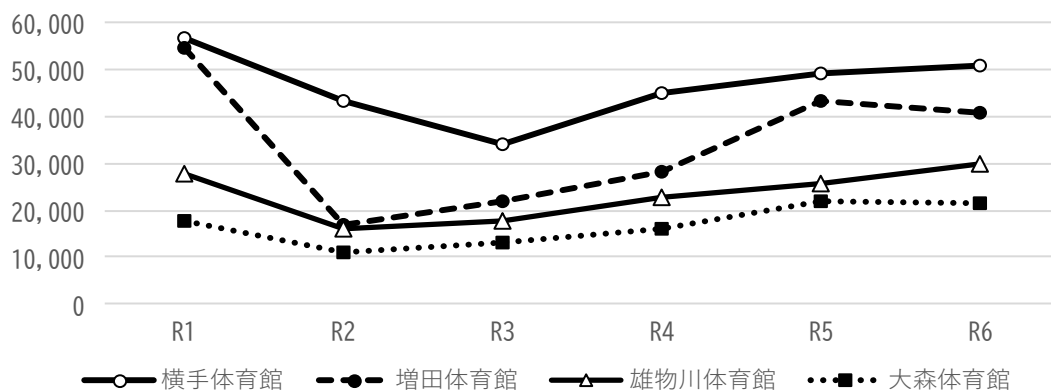
| No. | 区分 | 社会体育施設 | 都市公園施設 | その他 | 合計 |
|-----|-------------------|--------|--------|-----|----|
| 1-1 | 体育館（競技体育館） | 3 | 1 | 1 | 5 |
| 1-2 | 体育館等（競技体育館以外） | 4 | | 2 | 6 |
| 2 | 野球場 | 5 | 3 | | 8 |
| 3 | 運動広場等 | 7 | 5 | | 12 |
| 4 | グラウンド・ゴルフ場、屋内運動場等 | 2 | 2 | | 4 |
| 5 | 陸上競技場 | 4 | | | 4 |
| 6 | テニスコート | 2 | 2 | | 4 |
| 7 | スキー場、プール | | | 2 | 2 |
| 8 | 武道館、相撲場 | 3 | | | 3 |
| | 合計 | 30 | 13 | 5 | 48 |

※その他は「農業者トレーニングセンター」、「単独条例」等

※地区交流センターやコミュニティ施設の体育館類似施設、設置条例に具体的な名称の記載のない施設は除く

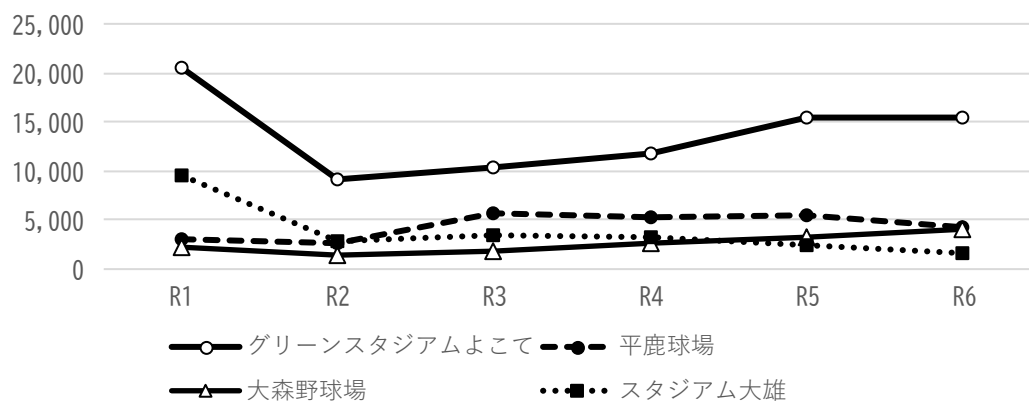
6. 主なスポーツ施設の利用者数の推移

1. 体育館（競技体育館）



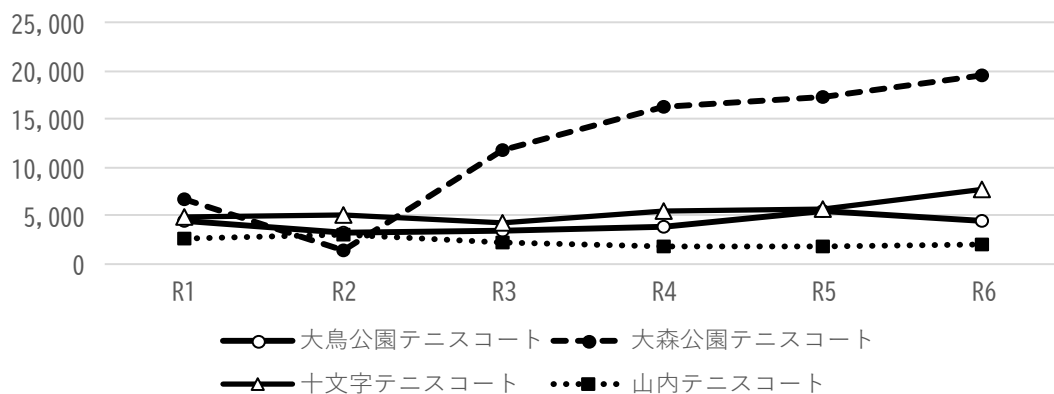
| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 横手体育館 | 56,827 | 43,484 | 34,023 | 44,896 | 49,231 | 50,824 |
| 増田体育館 | 54,753 | 16,942 | 21,996 | 28,359 | 43,287 | 40,803 |
| 雄物川体育館 | 27,953 | 15,849 | 17,561 | 22,862 | 25,786 | 29,990 |
| 大森体育館 | 17,591 | 11,076 | 13,231 | 16,195 | 21,931 | 21,472 |

2. 野球場（主要4施設）



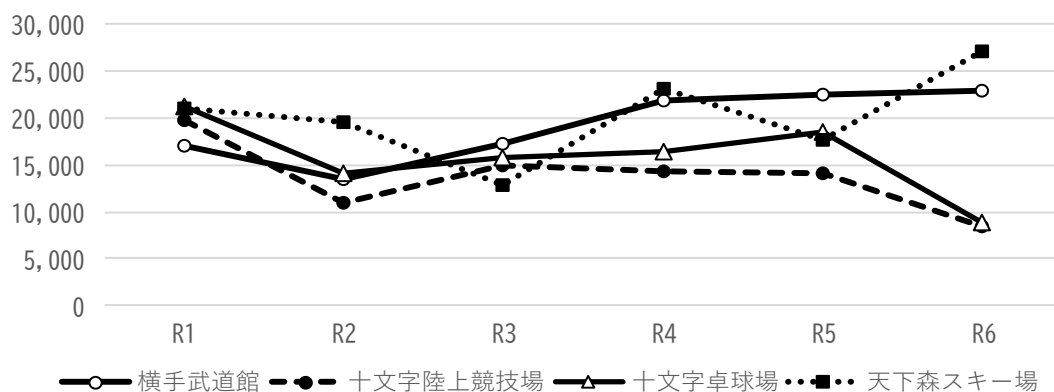
| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| グリーンスタジアムよこて | 20,447 | 9,113 | 10,352 | 11,780 | 15,544 | 15,519 |
| 平鹿球場 | 3,046 | 2,504 | 5,700 | 5,185 | 5,535 | 4,312 |
| 大森野球場 | 2,225 | 1,384 | 1,769 | 2,678 | 3,114 | 3,921 |
| スタジアム大雄 | 9,594 | 2,778 | 3,478 | 3,156 | 2,386 | 1,521 |

3. テニスコート



| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 大鳥公園テニスコート | 4,403 | 3,134 | 3,338 | 3,791 | 5,484 | 4,446 |
| 大森公園テニスコート | 6,671 | 1,400 | 11,825 | 16,325 | 17,308 | 19,532 |
| 十文字テニスコート | 4,856 | 5,087 | 4,138 | 5,541 | 5,700 | 7,693 |
| 山内テニスコート | 2,569 | 2,946 | 2,117 | 1,681 | 1,816 | 1,973 |

4. その他

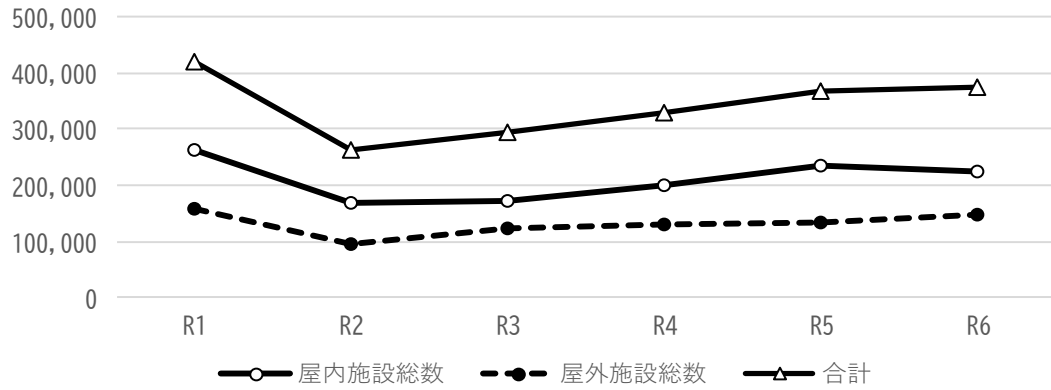


| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 横手武道館 | 17,057 | 13,431 | 17,221 | 21,817 | 22,461 | 22,840 |
| 十文字陸上競技場 | 19,822 | 11,042 | 14,905 | 14,346 | 14,072 | 8,437 |
| 十文字卓球場 | 21,188 | 14,147 | 15,712 | 16,428 | 18,558 | 8,925 |
| 天下森スキー場 | 21,019 | 19,567 | 12,836 | 23,048 | 17,654 | 27,055 |

※十文字陸上競技場／令和6年度は改修工事のため6月途中から供用停止（令和7年度から通常営業）

※十文字卓球場／令和6年9月末をもって廃止（10月から三重地区交流センター内に機能移転）

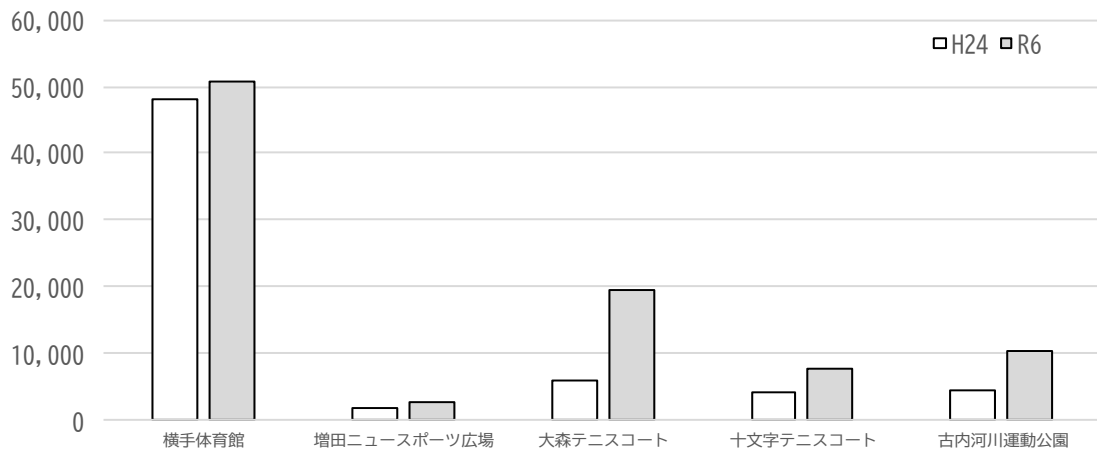
5. 屋内施設と屋外施設の区分別利用者総数



| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 屋内施設総数 | 263,562 | 167,149 | 170,390 | 198,591 | 233,774 | 225,959 |
| 屋外施設総数 | 157,472 | 95,124 | 123,515 | 131,712 | 135,238 | 148,082 |
| 合計 | 421,034 | 262,273 | 293,905 | 330,303 | 369,012 | 374,041 |

6. 利用者数が増加しているスポーツ施設

スポーツ立市条例が制定された平成 24 年度と比較して利用者が増加しているスポーツ施設



| 施設名 | H24 | R6 |
|-------------|--------|--------|
| 横手体育館 | 47,954 | 50,824 |
| 増田ニュースポーツ広場 | 1,758 | 2,690 |
| 大森テニスコート | 5,886 | 19,532 |
| 十文字テニスコート | 4,119 | 7,693 |
| 古内河川運動公園 | 4,325 | 10,400 |

7. 企業とのスポーツに関する連携協定等

【企業とのスポーツに関する連携協定】

【株式会社プレステージ・インターナショナル】令和4年4月20日 締結
連携事項

1. スポーツ振興に関する事
2. 市民の健康増進に関する事
3. 青少年の健全育成に関する事
4. アランマーレ秋田の活動促進及び応援に関する事
5. スポーツ観戦機会の充実に関する事
6. その他、地域の活性化に関する事

【大塚製薬株式会社】令和4年2月25日締結
連携事項

1. スポーツの振興に関する事
2. 市民の健康教育及び健康維持増進に関する事
3. 市民の防災教育に関する事
4. その他本協定の目的達成のために必要な事項

【その他の企業とのスポーツに関する連携】

【株式会社楽天野球団】

平成26年6月15日 フィールドサポートプログラム締結

内容

1. 球場の愛称に「楽天イーグルス」の名称およびチームロゴの使用
(楽天イーグルス スタジアム大雄)
2. 野球の普及促進に向けた協力活動 (同球場での野球教室の開催)

8. 横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

(平成 25 年 3 月 22 日 条例第 13 号)

(前文)

スポーツは、人々に夢や希望、感動、勇気を与える世界共通の文化である。

すべての市民等がスポーツに親しむことは、健康の維持及び増進、体力の向上、生活習慣病の予防、食育、精神の充足感、ストレス発散、青少年の健全な育成、高齢者の生きがいづくりなど多様な効果を生み出す。

また、スポーツを通じて市民同士の連帯感を育み、一体となったまちづくりの機運を高めていくことができる。

各競技団体による大型スポーツイベントの実施や合宿の誘致は青少年を中心とした競技レベルの向上に寄与するだけでなく、地域経済の活性化にも大きく貢献するものである。

ここに、すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するため、スポーツによるまちづくりの基本を定めるべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、スポーツを「柱」としたまちづくりが青少年の健全な育成、高齢者等の介護予防、市民の健康の維持及び増進、地域間交流の増大、市民連帯感の醸成、地域経済の活性化、福祉のまちづくり等に資するものであることを踏まえ、横手市におけるスポーツの振興についてまちづくりに関する他の分野の施策と有機的な連携を持たせつつ、総合的な施策として展開するための基本的な目標及び方策を定め、市の執行機関、議会、市民等、スポーツ関係団体、市民団体及び事業者（以下「市の執行機関、議会及び関係者等」という。）の役割を明らかにし、もって幸せな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 運動競技及び身体運動（野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在する者又はこの条例に賛同し、協力する者。
- (3) まちづくり すべての市民等がいきいきと暮らす市民福祉の増進と持続可能な地域社会を実現するための公共的な活動。
- (4) スポーツ関係活動 スポーツをすること、観ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えること。

(5) 市民団体 市内で活動する法人、地域団体その他の団体。

(基本目標)

第3条 市の執行機関、議会及び関係者等は、スポーツの振興で市を元気にするため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる基本目標の実現に努める。

(1) 「スポーツで育む健康立市」 年齢や性別、障害の有無を問わず、すべての市民等が、生涯を通してスポーツに親しみ、体力、興味、関心等に応じたスポーツによる健康づくりに取り組む。

(2) 「スポーツで賑わう交流立市」 スポーツ施設はもとより、市の豊かな自然、歴史、文化、温泉等あらゆる地域資源を活用し、観光ビジネス等と関連付けた全国大会の誘致及びスポーツイベントの積極的な開催に取り組む。

(3) 「スポーツで深める協働立市」 四季折々で多様なスポーツに気軽に楽しめる環境を創出するため、各種スポーツ施設の適切な整備、管理及び活用について、市の特性を踏まえた知恵を出し合い、適切な役割分担のもと、持続可能な運営に取り組む。

(4) 「スポーツで誇れる文化立市」 スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成を図り、及び地域が一体となって応援することにより、スポーツを介した連帯感や郷土意識が高められる文化的土壌の醸成に取り組む。

(基本方策)

第4条 市の執行機関、議会及び関係者等は、前条に定める基本目標に基づき、スポーツに関する取り組みを総合的に展開するため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる方策の推進に努めるものとする。

(1) 市は、スポーツを通じて市全体の元気付けが図られるよう関係部局の情報共有及び共通認識の下、スポーツを行うこと、観戦すること、若しくは学習すること、又はこれらを総合的に実施するため、及び支援するために必要な措置を継続的に講ずるものとする。

(2) 市は、スポーツに関する取り組みをスポーツ担当部局に限定せず、産業経済、健康福祉、市民生活、建設、施設維持管理等の関係部局のまちづくり施策と一体となるよう調整を行い、部局を横断して総合的かつ複合的な効果が生ずる施策を創出し、この条例の目的及び基本目標が真に達成されるよう努めるものとする。

(3) 市は、関係者と連携して、子どものスポーツに対する興味、関心を高め、心身の健全な発達や体力、運動能力の向上を図るものとする。

(4) 市民等は、市及び関係者等が実施する各種スポーツ事業の情報収集に努め、スポーツに関する理解や関心を深めるとともに、自身がスポーツで横手を元気にする担い手であるという認識に立ち、スポーツに関する各種事業に

積極的に参加するものとする。

(5) スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ事業活動等の取り組みを積極的に進めるとともに、市が実施するあらゆるスポーツに関する事業に協力し、スポーツで横手を元気にするために主体的役割を果たすものとする。

(6) 市民団体及び事業者は、市が実施するスポーツ振興事業と密接に連携し、自らの社会活動や事業活動を通じて、横手の元気付けに貢献するものとする。

(スポーツ環境の充実)

第5条 市は、市が所有する既存スポーツ施設の適切な維持管理を行うため、利用計画を策定し、施設の長寿命化及び老朽化した施設の統廃合を進めるほか、すべての市民等が気軽にスポーツに親しむことができる仕組みの構築及び大型イベントの大会誘致を可能とし、かつ大規模災害時の避難施設かつ支援施設としての機能を併せ持つ多機能スポーツ施設の整備など環境の充実に努めるものとする。

(スポーツ週間)

第6条 市は、第3条に定める基本目標を広く市民等に周知し、その実現をめざすため、スポーツに対する市民意識の普及、啓発及び活動の活発化を目的としたスポーツ週間を定めることができるものとする。

(スポーツ大賞)

第7条 市は、第3条に定める基本目標の実現に最も貢献した市民等又は市民団体に対し、当該活動を称えるとともに、他の模範として全市に奨励を図ることを目的とした表彰を行うことができるものとする。

(取り組みの評価、検証)

第8条 市の執行機関及び議会は、広く市民等又は市民団体の意見を聴取して、この条例の目的に基づく取り組みの達成状況や実施効果等を評価し、検証し、及び公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。